

柏原市障害者計画及び 第4期障害福祉計画

平成27（2015）年3月

柏 原 市



ごあいさつ

本市では、まちづくりの基本となる「第3次柏原市総合計画」のもと、平成21年3月に「柏原市障害者計画」を策定し、保健、医療、福祉、教育、生活環境などの広い分野における総合的かつ計画的な障害者施策の推進に努めてまいりました。また、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス等の必要見込み量とその確保のための方策を定めた「第3期柏原市障害福祉計画」を策定し、障害者の自立と社会参加を実現できる柏原市をめざしてまいりました。

その間、障害者施策に関わる制度について大幅な見直しが行われ、従来の「障害者自立支援法」から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、障害者の範囲を見直した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改正され、平成25年4月から施行されました。本市におきましても、この新制度の方針である制度の谷間のない支援の提供という観点を踏まえ、平成27年度から平成32年度を計画期間とする「柏原市障害者計画」及び平成27年度から平成29年度を計画期間とする「第4期柏原市障害福祉計画」を策定いたしました。

今回策定いたしました「柏原市障害者計画」には、「第4次柏原市総合計画」の重点目標を踏まえ、基本的人権の尊重と共生の地域社会づくりを基本理念に盛り込み、柏原市のさらなる障害者施策の充実を図ってまいります。また「第4期柏原市障害福祉計画」において定めた障害福祉サービス等の目標値の達成に向けて、サービス提供体制の計画的な整備を図り、円滑に取組みを進めることにより、障害者が安心して自立した生活を実現できる柏原市を目指してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、アンケート調査などで貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様をはじめ、多大なご尽力をいただきました柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定委員会の委員の皆様、障害福祉関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後の計画の推進にあたりましてもご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

柏原市長 中野隆司

【目次】

柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定の趣旨と概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の記載事項	3
4 計画策定の視点	3
5 計画の期間	4
6 計画の策定体制	5

柏原市障害者計画

第1章 障害者施策にかかわる動向	9
1 障害者施策にかかわる法制度の動向	9
2 障害者総合支援法と障害福祉サービス	12
第2章 本市の障害のある人の現状	14
1 本市の人口動向	14
2 障害のある人の状況	16
3 障害のある人の就労及び就学状況	20
第3章 福祉ニーズ調査結果	23
1 アンケート調査結果の概要	23
2 障害者団体等に対するヒアリング調査の概要	34
第4章 計画の基本理念と基本目標	38
1 基本理念	38
2 基本目標	39
3 施策の体系図	40
第5章 施策の現状と具体的な展開（行動計画）	41
1 基本目標1 早期発見・早期療育とインクルーシブ教育体制の構築	41
2 基本目標2 地域での自立した生活への支援	45
3 基本目標3 就労や社会参加活動への支援	51
4 基本目標4 安全・安心な生活環境の整備	54
5 基本目標5 差別の解消及び権利擁護の推進	56

第4期障害福祉計画

第1章 地域生活移行と就労支援に関する目標数値の設定	61
1 入所施設の入所者の地域生活への移行	61
2 福祉施設から一般就労への移行	63
第2章 障害福祉サービス	68
1 訪問系サービス	68
2 短期入所	72
3 日中活動系サービス	73
4 居住系サービス	81
5 相談支援	84
第3章 障害児支援サービス	88
1 障害児通所支援サービス	88
2 障害児相談支援	90
第4章 地域生活支援事業	91
1 必須事業	91
2 任意事業	101
第5章 計画の推進・評価体制	102
1 計画の推進	102
2 進行管理と点検・評価	103

資料編

柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定委員会設置要綱	107
柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定委員会委員名簿	109
柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定の経過	110
用語解説	111

柏原市障害者計画及び第4期
障害福祉計画策定の趣旨と概要

1 計画策定の趣旨

2014年（平成26年）1月20日、わが国は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定する障害者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。

これにより、障害者の権利を保護し、障害者が教育や就労、交通機関や公共施設の利用など、あらゆる面で不自由さを感じる事のない社会環境づくりが求められています。

2006年（平成18年）12月、国連総会で障害者権利条約が採択されてからおよそ7年間、条約締結に向けて集中的に国内法制度改革が進められました。

平成23年8月の「障害者基本法」改正により、障害者の定義を見直したほか、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間のない支援をめざすとともに、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念が掲げられました。さらに、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）など障害者のための様々な制度改革が行われました。

本市では、平成21年3月に柏原市障害者計画を策定し、「すべての人が“ふつう”に暮らすことができる自立支援地域づくり」を基本理念として掲げ、障害者の「地域での自立と社会参加」をめざして、障害者施策に取り組んできました。また、この障害者計画の実施計画である「第3期柏原市障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）」に基づき、障害福祉サービスの提供と充実に取り組んできたところです。

本計画は、この「柏原市障害者計画（平成21年度～平成26年度）」及び「第3期柏原市障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）」の計画期間が満了することに伴い、根拠法である障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や府の指針や近年行われた障害者制度改革を踏まえて、「柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）」を策定するものです。

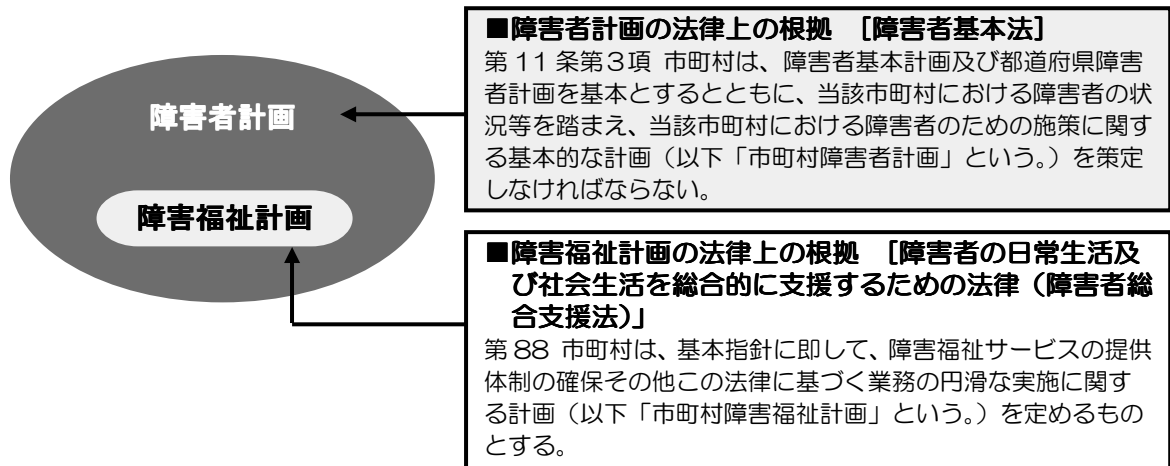
障害者計画と障害福祉計画の2つの計画を一体的に策定

	障害者計画	障害福祉計画
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画（計画期間は中長期）	障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める計画（計画期間は3年1期）
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法
国	第3次障害者基本計画（H25.9 策定） 計画期間：H25～H29 年度	障害福祉計画に係る基本指針 都道府県・市町村が参酌すべき基準を示すもの
府	第4次大阪府障がい者計画 計画期間：H24～H33 年度	第3期大阪府障がい福祉計画 計画期間：H24～H26 年度
柏原市	柏原市障害者計画 計画期間：H21～26 年度	第3期柏原市障害福祉計画 計画期間：H24～H26 年度

**柏原市障害者計画（計画期間：H27～32 年度）と
柏原市第4期障害福祉計画（計画期間：H27～29 年度）を一体的に策定**

(1) 法的位置づけ

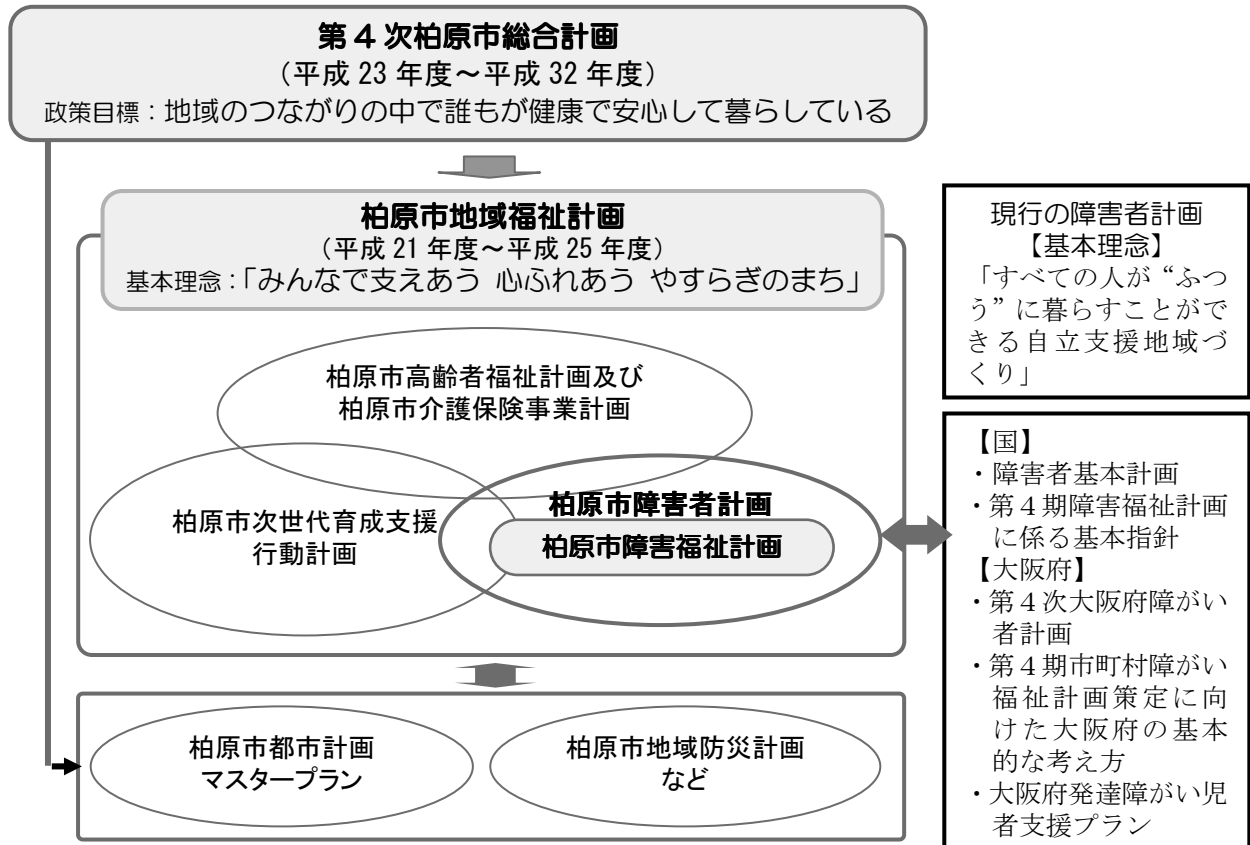
障害者計画は、「障害者基本法」に基づいた「障害者のための施策に関する基本的な計画」であり、障害福祉計画は「障害者総合支援法」に基づいた「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」となっています。



(2) 他計画との関係

計画の策定に当たっては、「柏原市総合計画」や「柏原市地域福祉計画」を具現化するものとして、また各個別計画との整合性を図り計画策定を行います。

計画の位置づけ（他計画との関係）



3 計画の記載事項

記載事項		内 容
障害者計画	1 基本的考え方	・ 計画の趣旨、基本理念、基本目標等の基本的考え方、計画の期間、施策の重点課題等
	2 現状と問題点の把握	・ 地域内の障害者施策に関する現状と問題点を把握・評価
	3 施策の体系化と相互連携	・ 効果的に施策が推進されるよう施策の体系化と相互の連携方策
	4 各種施策の課題・目標と具体的な方策	・ 具体的な目標の設定とその実現のための方策
障害福祉計画	1 基本的な考え方と成果目標	成果目標の設定 ・ 福祉施設から地域生活へ移行する者の目標値を設定 ・ 地域生活支援拠点等の整備 ・ 福祉施設から一般就労へ移行する者の目標値を設定
	2 障害福祉サービス等の見込み	・ 各年度における指定障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要な量の見込みと確保のための方策
	3 地域生活支援事業の見込み	・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等
	4 計画の推進方策と体制	・ 関係機関との連携に関する事項 ・ 計画の円滑な推進に向けての事項（PDCA マネジメントサイクル）

4 計画策定の視点

(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害者権利条約（平成 18 年国連総会採択、平成 26 年批准）において、意思決定の尊重及び意思決定にあたり必要な支援が受けられる体制を構築することが国の責務とされ、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」においても、障害者等の自己決定の尊重及び意思決定の支援に対する配慮が、共生社会の実現に不可欠な要件と明記されています。

本計画の策定に当たっては、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を推進していくことに留意した計画策定を行います。

(2) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現する

ため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めることに留意した計画策定を行います。

(3) 相談支援・権利擁護の体制強化

改正障害者基本法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法等に規定する権利擁護の推進のため、相談支援体制の強化が必要です。

また、権利擁護を推進するための地域生活支援事業である成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業の着実な実施、平成 28 年度の障害者差別解消法施行を見据えた関係機関との連携体制の構築、啓発体制の強化等に留意した計画策定を行います。

(4) 障害児支援体制の整備

教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることに留意した計画策定を行います。

5 計画の期間

柏原市障害者計画の期間は、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間とし、障害のある人を取り巻く社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時見直しを行います。

障害福祉計画の期間は、国の基本指針で 3 年と定められています。第 4 期柏原市障害福祉計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間となります。

計画の期間

計画	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
本市の計画	前期 (H21 年度～) 柏原市障害者計画			柏原市障害者計画					
	第 3 期 柏原市障害福祉計画			第 4 期 柏原市障害福祉計画			第 5 期 柏原市障害福祉計画		
大阪府の計画	第 4 次大阪府障がい者計画 (～H33 年度)								
	第 3 期 大阪府障がい福祉計画			第 4 期 大阪府障がい福祉計画			第 5 期 大阪府障がい福祉計画		
国の計画	前期計画 H15 年度～	障害者基本計画 (第 3 次)							

6

計画の策定体制

(1) 柏原市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会の設置

有識者等・社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関等の職員、公募委員などで構成する「柏原市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」において計画内容の審議を行います。

(2) 地域自立支援協議会での意見聴取

市町村障害福祉計画の策定・推進、評価（少なくとも年1回）にあたっては、関係団体、関係事業所、関係機関により、地域の障害福祉に関するシステムづくりを推進するために設置した「柏原市障害者自立支援協議会」の意見を聴取し、障害者やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、実効性ある計画策定を行います。

(3) 障害のある人のニーズの把握

障害のある人の現状や障害福祉サービスの利用意向等を把握し、サービス見込量の算定やその確保の方策を検討するため、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児へのアンケート調査を実施しました。

また、障害福祉サービスに関わる課題や福祉施策への要望などを把握するために関係団体及び事業者へのヒアリング調査を実施しました。

1) アンケート調査**① 調査の対象及び方法**

柏原市に住む身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方を対象に、1,296 人の方を無作為に選び、調査票を郵送で配布し、回収しました。

② 調査時期

平成 26 年 9 月 30 日～10 月 14 日

③ 回収結果

アンケート調査の回収結果

対 象		有効回収数	有効回収率
身体障害者	550 名	292 名	53.1%
知的障害者	298 名	132 名	44.3%
精神障害者	349 名	128 名	36.7%
障 害 児	99 名	34 名	34.3%
計	1,296 名	586 名	45.2%

2) ヒアリング調査

①調査の対象及び方法

柏原市内に住所のある障害者4団体及び障害福祉サービス事業所10事業所を対象に、面談調査を実施しました。

②調査時期

平成26年11月27日～12月10日

③結果

ヒアリング調査の結果

対 象		結 果
市内相談支援事業所	3事業者	3事業者
障害福祉サービス事業所	7事業者	7事業者
障害者（児）関係団体	4団体	3団体

(4)幅広い市民の意見の反映

平成27年2月16日～28日において、柏原市のウェブページに計画の素案を掲載し、また障害福祉課窓口等で閲覧できるようにして意見を募集するパブリックコメントを実施し、幅広く市民からの意見を反映しました。

柏原市障害者計画

第1章 障害者施策にかかわる動向

1 障害者施策にかかわる法制度の動向

(1) 障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障害者福祉制度の改革推進

障害者施策の総合的推進は、昭和45年（1970年）に成立した「心身障害者対策基本法」（平成5年に「障害者基本法」に改正）において示され、その後、国連が定めた1981（昭和56）年の「完全参加と平等」を目的とした「国際障害者年」を契機として、障害のある人の権利の確立、自立生活支援へさまざまな取り組みが進められてきました。

平成14年12月、「新障害者基本計画」が策定され、平成15年度から平成24年度までの10年間に講ずべき障害者の施策の基本方向として、「障害の有無に関わらず、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」が掲げられました。

さらに、2006年（平成18年）の国連総会において、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を目的として、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成23年7月に障害者の定義の見直しや障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正しました。

障害者権利条約とは？

障害者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities) 2014年1月20日、我が国は「障害者権利条約」を締結

「障害者権利条約」は、**障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進**するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

例えば◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定※を含む。）を禁止

◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進

◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等

※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：段差への渡し板の提供等）を行わないことを指します。

条約成立まで一締結に向けての我が国の取組

- ・2006年12月 国連総会で条約が採択
- ・2007年9月 我が国が条約に署名
- ・2008年5月 条約が発効

※2014年3月末時点で143か国・機関が締結済み

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備を推進

- ・2011年8月 障害者基本法の改正
- ・2012年6月 障害者総合支援法の成立
- ・2013年6月 障害者差別解消法の成立
障害者雇用促進法の改正

条約の締結により、

- ◆我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。
 - ・障害者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。
 - ・条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。
- ◆人権尊重についての国際協力が一層推進されます。

出典：外務省「障害者の権利に関する条約」（平成26年10月）

障害者施策にかかわる主な関連法令の動向

年度	全体的枠組み	関連法令
平成 16 年	・ 障害者基本法の改正	○発達障害者支援法の成立（12月）
平成 17 年		○発達障害者支援法の施行（4月） ◆障害者雇用促進法の一部改正法の成立（6月） ○障害者自立支援法の成立（10月） ◆改正障害者雇用促進法の一部施行（10月） ◇ユニバーサルデザイン政策大綱の公表（7月）
平成 18 年		○障害者自立支援法の一部施行（4月） ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の成立（6月） ○障害者自立支援法の施行（10月） ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行（12月） ◆改正障害者雇用促進法の施行（4月）
平成 19 年	・ 改正障害者基本法の施行（4月） （市町村障害者計画の義務化）	
平成 20 年		◆障害者雇用促進法の一部改正法の成立（12月）
平成 21 年	・ 障害者制度改革推進本部設置の閣議決定（12月）	◆改正障害者雇用促進法の施行（4月）
平成 22 年	・ 障害者基本法改正案を障害者制度改革推進本部が決定（3月）	○障害者自立支援法等の一部改正法の成立（12月）
平成 23 年	・ 障害者基本法の改正（7月） ・ 改正障害者基本法の施行（8月）	○障害者虐待防止法の成立（6月）
平成 24 年		○障害者総合支援法の成立（6月） ◇障害者優先調達推進法の成立（6月） ○障害者虐待防止法の施行（10月）
平成 25 年	・ 障害者差別解消法の成立（6月）	○障害者総合支援法の施行（4月、一部、26年4月） ◇障害者優先調達推進法の施行（4月）

○…生活支援 ◆…雇用・就業 ◇…生活環境

資料：「平成 26 年版 障害者白書」より作成

(2) 「障害者基本法」改正と関連法令の整備

改正障害者基本法の改正で大きく変わったのは、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害があってもなくても分けられず、一人ひとりを大切にする社会（共生社会）をつくることをめざすようになったことです。

この改正障害者基本法に基づき、平成 24 年 10 月には障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行しました。さらに、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めた「障害者優先調達推進法」が平成 25 年 4 月に施行されました。

また、平成 25 年 4 月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しました。

さらに平成 25 年、改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定され、また、雇

用の分野における差別の禁止を推進するため、「障害者雇用促進法」が改正されました。

これらの国内法令の整備により、障害者権利条約は、平成26年（2014年）1月20日に批准書を寄託し、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しています。

「障害者基本法」改正法（平成23年7月）の概要

○障害者の定義の見直し	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
○地域社会における共生等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。 ・ 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。 ・ 全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
○差別の禁止（新設）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。 ・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。 ・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。
○療育（新設）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。 ・ 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。
○防災及び防犯（新設）	国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。
○消費者としての障害者の保護（新設）	国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。
○選挙等における配慮（新設）	国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。
○司法手続における配慮等（新設）	国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。
○国際協力（新設）	国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努めるものとする。

出典：内閣府「障害者基本法の改正について」（平成23年8月）

(1) 障害者総合支援法

本法律は、障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の支援が、障害児・者への共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として掲げています。

そして、平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の概要

（平成 24 年 6 月 20 日成立・同年 6 月 27 日公布）

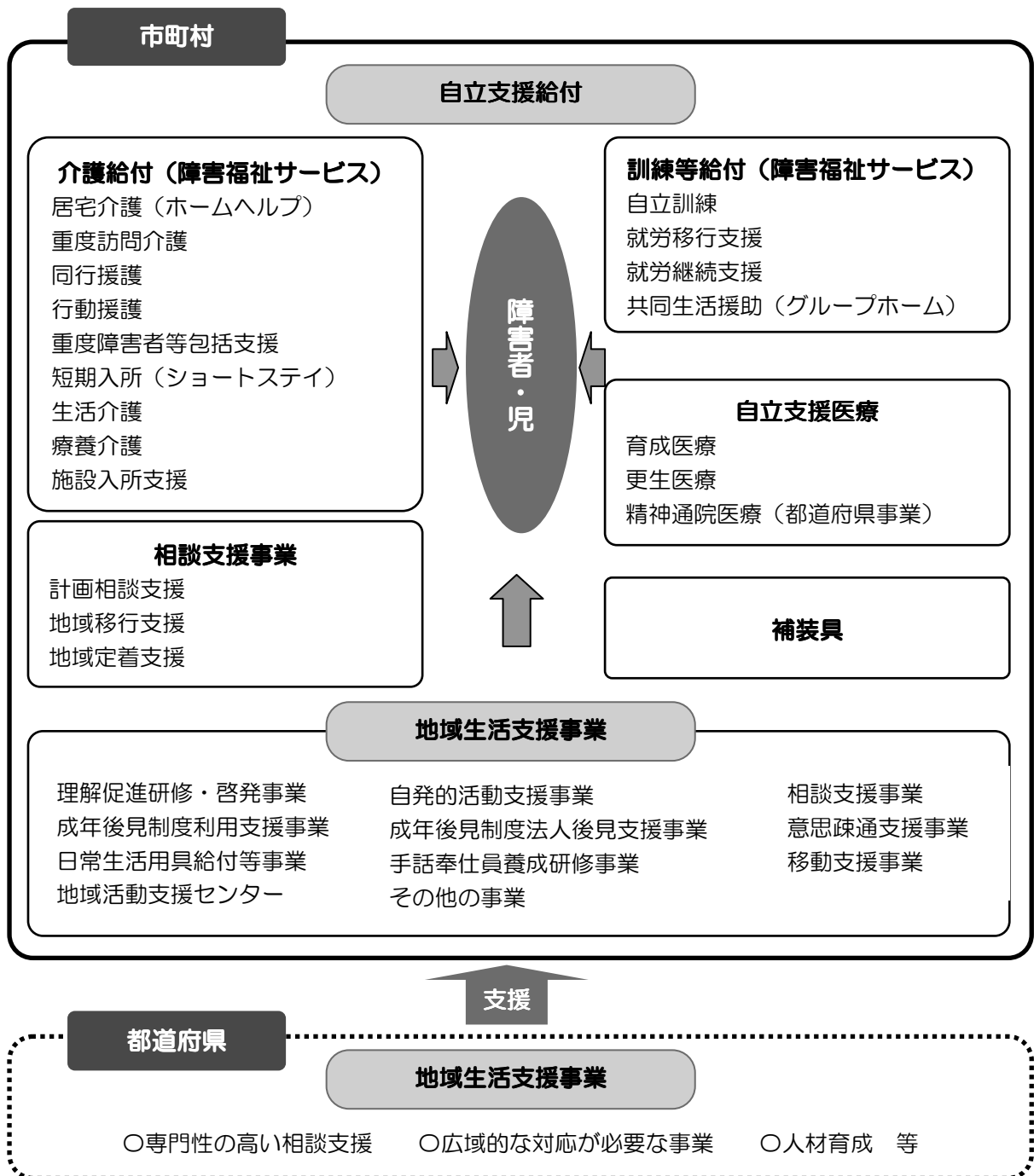
<p>基本理念</p>	<p>法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。</p> <p>障害者の範囲 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。</p> <p>障害支援区分の創設 「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。</p>
<p>障害者に対する支援</p>	<p>① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）</p> <p>② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化</p> <p>③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）</p> <p>④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）</p>
<p>サービス基盤の計画的整備</p>	<p>① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定</p> <p>② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化</p> <p>③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化</p> <p>④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化</p>
<p>検討規定</p>	<p>① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方</p> <p>② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方</p> <p>③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方</p> <p>④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方</p> <p>⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方</p>

出典：厚生労働省「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律について」（平成 26 年 4 月）

(2) 障害者総合支援法による障害福祉サービス

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられています。

障害者総合支援法によるサービスの体系図



第2章 本市の障害のある人の現状

1 本市の人口動向

総人口は減少する中で、4人に1人が高齢者

平成25年の本市の総人口は72,630人と年々減少しています。年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）・15～64歳（生産年齢人口）が減少する一方、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成25年の高齢化率は24.4%となっています。

図2-1 柏原市の人口推移

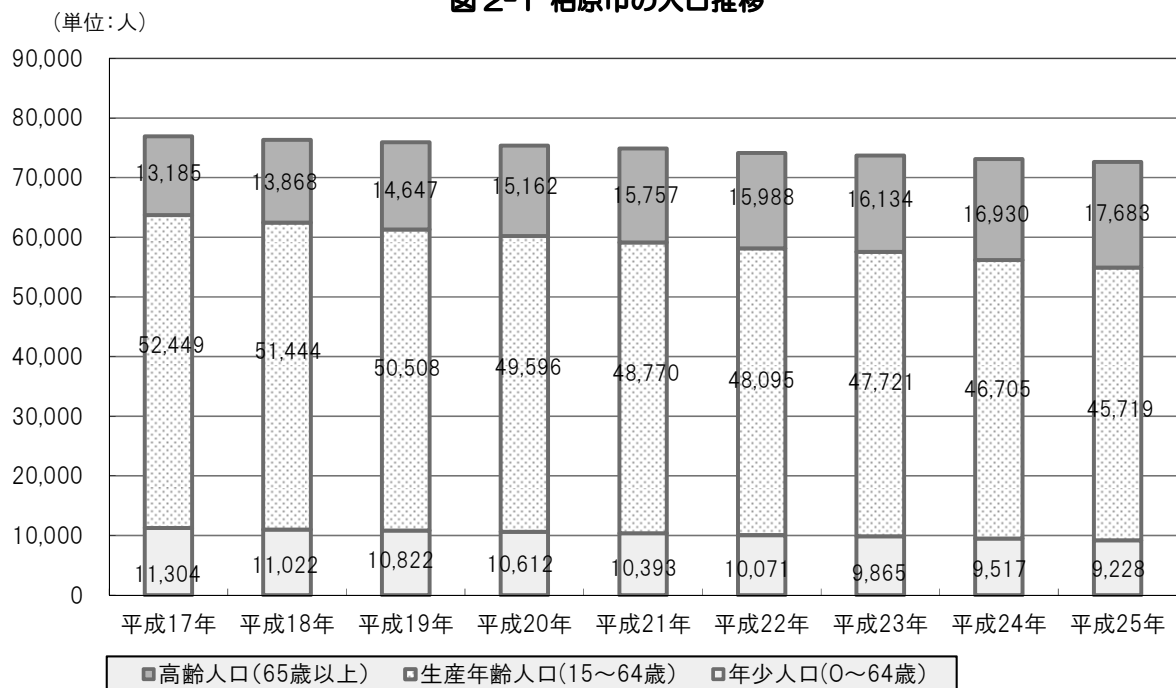


表2-1 柏原市の人口推移

単位:人(%)

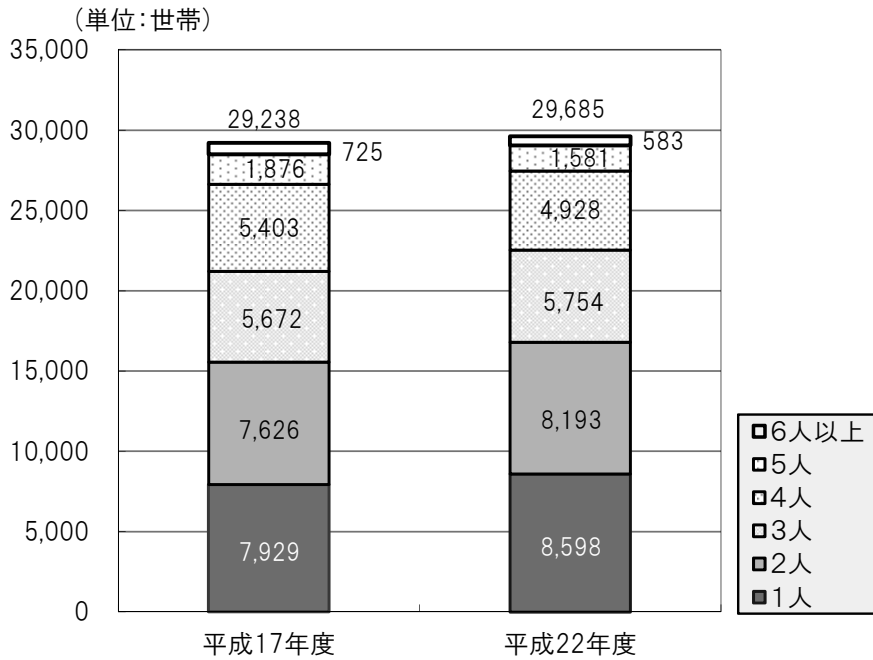
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年少人口(0～64歳)	11,304 (14.7)	11,022 (14.4)	10,822 (14.2)	10,612 (14.1)	10,393 (13.9)	10,071 (13.6)	9,865 (13.4)	9,517 (13.0)	9,228 (12.7)
生産年齢人口(15～64歳)	52,449 (68.2)	51,444 (67.4)	50,508 (66.5)	49,596 (65.8)	48,770 (65.1)	48,095 (64.9)	47,721 (64.7)	46,705 (63.9)	45,719 (63.0)
高齢人口(65歳以上)	13,185 (17.1)	13,868 (18.2)	14,647 (19.3)	15,162 (20.1)	15,757 (21.0)	15,988 (21.6)	16,134 (21.9)	16,930 (23.1)	17,683 (24.4)
総人口	76,938	76,334	75,977	75,370	74,920	74,154	73,720	73,152	72,630

資料: 柏原市住民基本台帳人口(各年10月1日)

世帯の小規模化が進んでいる

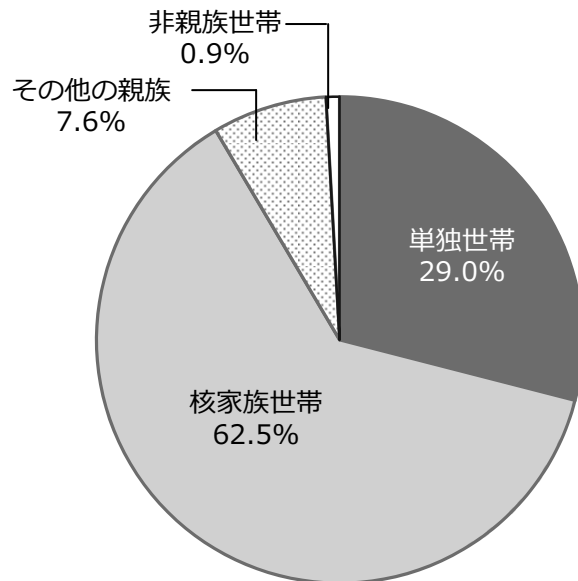
総世帯数は平成22年で29,685世帯(平成22年国勢調査)となっています。一般世帯に占める割合をみると、平成22年で単独世帯が29.0%、核家族世帯で62.5%となっており、特に単独世帯が増えており、世帯の小規模化が進んでいます。

図2-2 1世帯当たり人員（平成22年）



資料：平成22年国勢調査

図2-3 世帯の家族類型（平成22年）



資料：平成22年国勢調査

2

障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人の状況

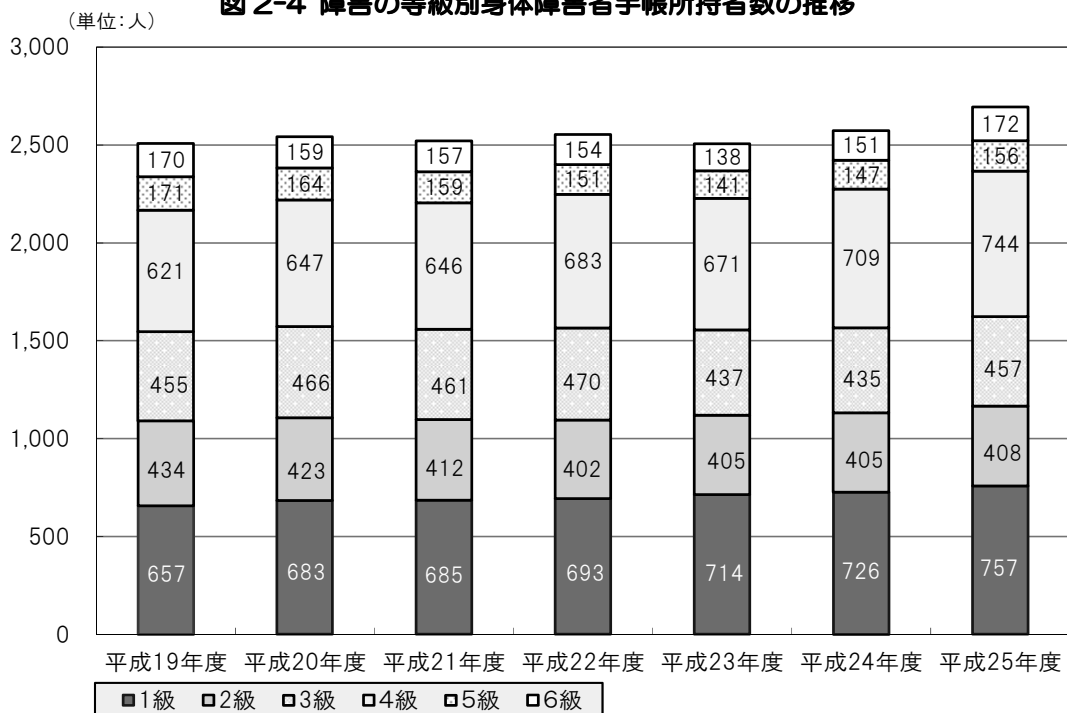
身体障害のある人は、年々微増傾向

平成26年3月現在の身体障害のある人（身体障害者手帳所持者数）は、2,694人であり、年々微増傾向となっています。

また、等級別の推移について見ると、「1級」「3級」「4級」が増加傾向で推移している一方で、「5級」は減少傾向となっています。また、「1級」及び「2級」の重度障害のある人が全体の半数近くを占めています。

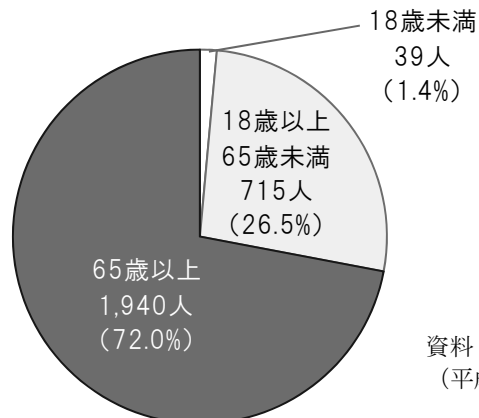
なお、身体障害のある人のうち65歳以上の人が、72.0%を占めています。

図2-4 障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：柏原市障害福祉課（各年度3月31日現在）

図2-5 身体障害者の年齢3区分別構成

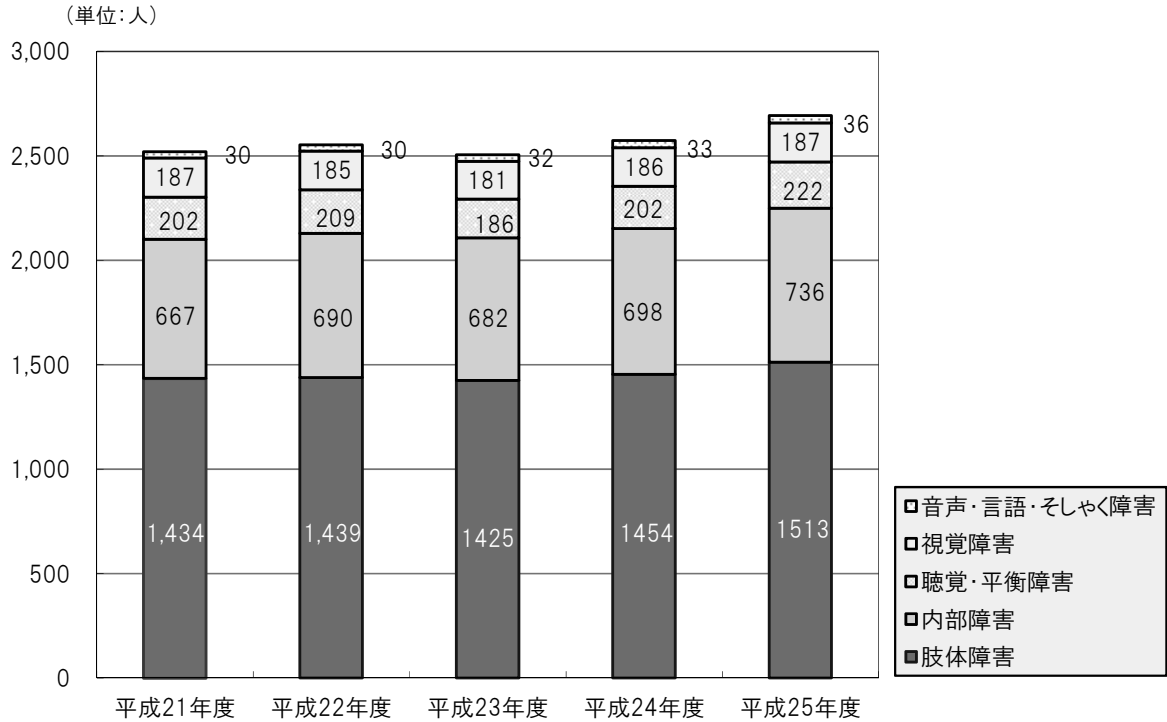


資料：柏原市障害福祉課
（平成26年3月31日現在）

内部障害や肢体障害で増加傾向

障害別の推移では、肢体障害や視覚障害で微増ないし横ばい状態で推移していますが、内部障害や聴覚・平衡障害、音声・言語・そしゃく障害で増加傾向が見られます。

図 2-6 障害の種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：柏原市障害福祉課（各年度3月31日現在）

表 2-2 障害の種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

種別身体障害	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成25/21
肢体障害	1,434	1,439	1,425	1,454	1,513	1.06
内部障害	667	690	682	698	736	1.10
聴覚・平衡障害	202	209	186	202	222	1.10
視覚障害	187	185	181	186	187	1.00
音声・言語・そしゃく障害	30	30	32	33	36	1.20

資料：柏原市障害福祉課（各年度3月31日現在）

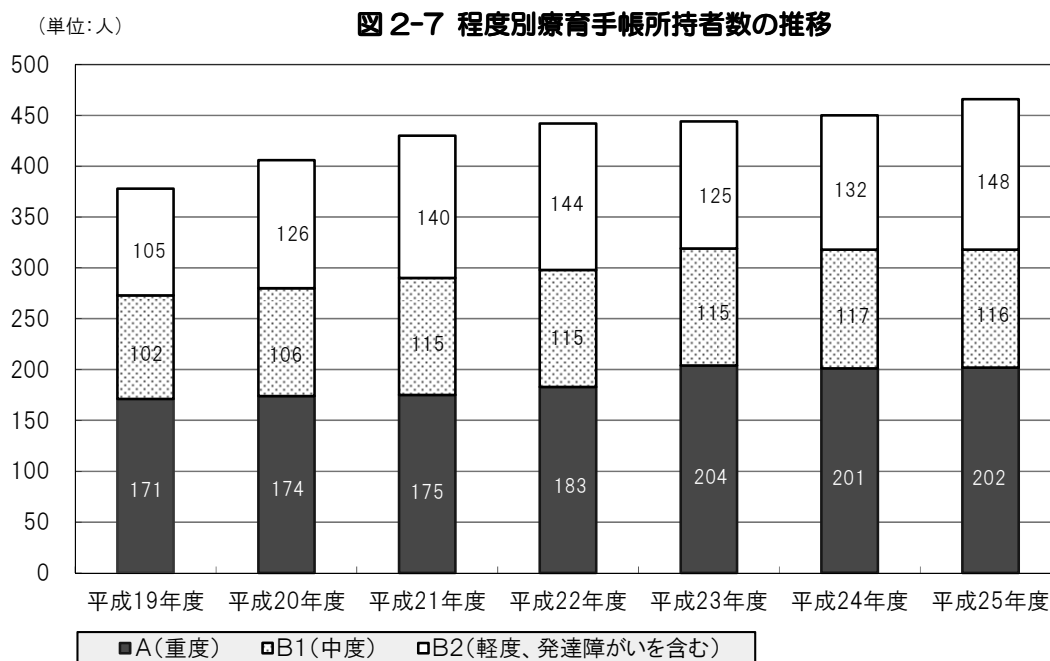
(2) 知的障害のある人の状況

知的障害ある人は、年々増加傾向

平成 26 年 3 月現在の知的障害のある人（療育手帳所持者数）は、466 人であり、年々増加傾向となっています。

また、程度別の推移では、各判定とも増加傾向となっていますが、特に A（重度）判定では、平成 21 年度に対して 15.0%の増加となっています。

なお、知的障害のある人のうち 65 歳以上の人は、4.7%となっています。



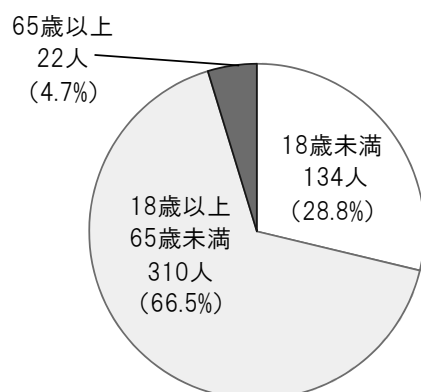
資料：柏原市障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

表 2-3 程度療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

知的障害	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 25/21
A(重度)	171	174	175	183	204	201	202	1.15
B1(中度)	102	106	115	115	115	117	116	1.01
B2(軽度、発達障害を含む)	105	126	140	144	125	132	148	1.06
総数	378	406	430	442	444	450	466	1.08

図 2-8 知的障害者の年齢 3 区分別構成



資料：柏原市障害福祉課
(平成 26 年 3 月 31 日現在)

(3)精神障害のある人の状況

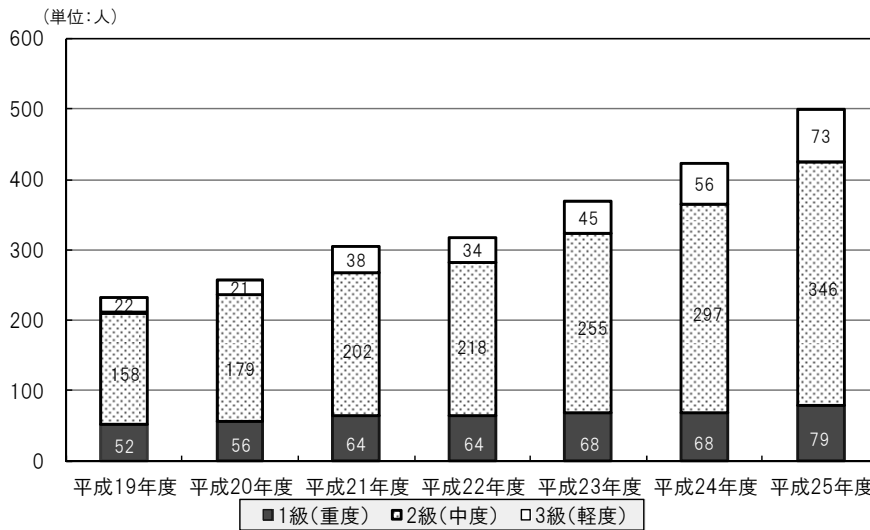
精神障害のある人は、年々増加傾向

平成26年3月現在の精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者数）は、498人と、年々増加傾向となっています。

また、等級別の推移では、「2級」「3級」は増加傾向となっており、平成25年度でそれぞれ346人、73人と、平成21年度と比較して、「2級」で144人、「3級」で35人の増加となっています。

なお、精神障害のある人のうち65歳以上の人は、17.5%を占めています。

図2-9 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：柏原市障害福祉課（各年度3月31日現在）

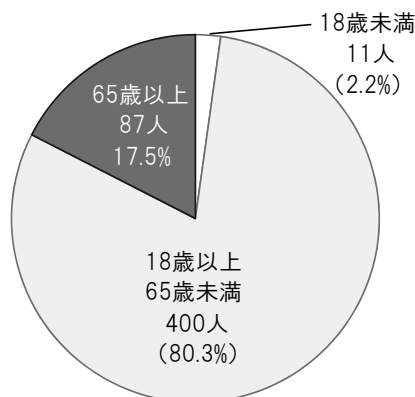
表2-4 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

精神障害	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成25/21
1級(重度)	52	56	64	64	68	68	79	1.23
2級(中度)	158	179	202	218	255	297	346	1.71
3級(軽度)	22	21	38	34	45	56	73	1.92
総数	232	256	304	316	368	421	498	1.64

資料：柏原市障害福祉課（各年度3月31日現在）

図2-10 精神障害者の年齢3区分別構成



資料：柏原市障害福祉課
(平成26年3月31日現在)

(1) 障害のある人の就職状況

河内柏原公共職業安定所管内（柏原市、羽曳野市、藤井寺市、松原市）における障害のある人の求職申込件数は、平成 23 年度以降、大幅に増加しています。

平成 25 年度では、就職件数が 174 件、就職率が 33.0%となっており、全国の 45.9%よりも 12.9 ポイント低く、大阪府の 36.4%よりも 3.4 ポイント低くなっています。

就職件数を障害種別にみると、精神障害のある人の就職件数が大幅に増加し、初めて知的障害者の就職件数を上回りました。

表 2-5 障害のある人の就職件数と求職申込件数

(単位：人、件、%)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新規求職者数	身体障害	231	196	200	231	220	221
	知的障害	127	123	123	104	111	108
	精神障害	128	123	122	164	191	184
	発達障害	0	1	1	9	3	6
	その他(難病、高次機能障害等)	0	0	0	4	3	9
	計	486	443	446	512	528	528
紹介件数	身体障害	555	425	685	555	430	443
	知的障害	185	220	203	206	318	191
	精神障害	241	286	31	367	466	381
	発達障害	0	3	5	0	1	4
	その他(難病、高次機能障害等)	0	0	0	2	5	10
	計	981	934	1,204	1130	1220	1029
就職件数	身体障害	65	50	54	64	72	79
	知的障害	42	43	53	48	51	40
	精神障害	23	26	30	33	42	52
	発達障害	0	1	0	0	1	2
	その他(難病、高次機能障害等)	0	0	0	1	1	1
	計	130	120	137	146	167	174
就職率	身体障害	28.1%	25.5%	27.0%	27.7%	32.7%	35.7%
	知的障害	33.1%	35.0%	43.1%	46.2%	45.9%	37.0%
	精神障害	18.0%	21.1%	24.6%	20.1%	22.0%	28.3%
	発達障害	0%	100.0%	0%	0%	33.3%	33.3%
	その他(難病、高次機能障害等)	0%	0%	0%	25.0%	33.3%	11.1%
	計	26.7%	27.1%	30.7%	28.5%	31.6%	33.0%
就職率の比較	河内柏原	26.7%	27.1%	30.7%	28.5%	31.6%	33.0%
	大阪府	29.7%	27.8%	28.1%	29.0%	31.0%	36.4%
	全国	37.1%	36.0%	39.9%	40.0%	42.2%	45.9%

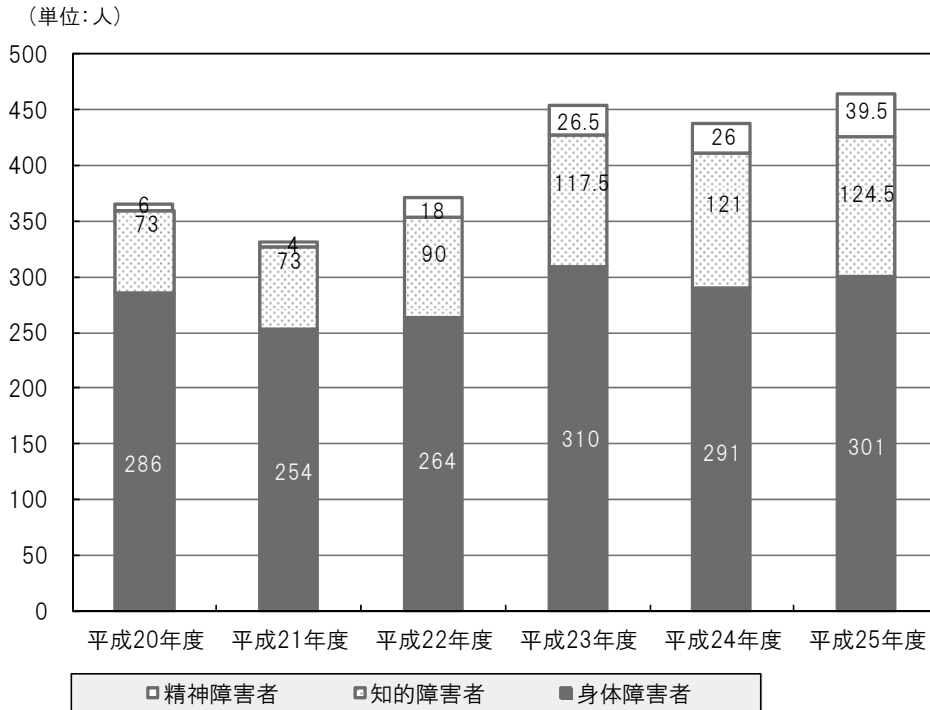
資料：河内柏原公共職業安定所

(2) 障害のある人の就労雇用状況

河内柏原公共職業安定所管内（柏原市、羽曳野市、藤井寺市、松原市）において、常雇いで就労している障害のある人の数は、平成25年度で465人となり、増加傾向にあります。

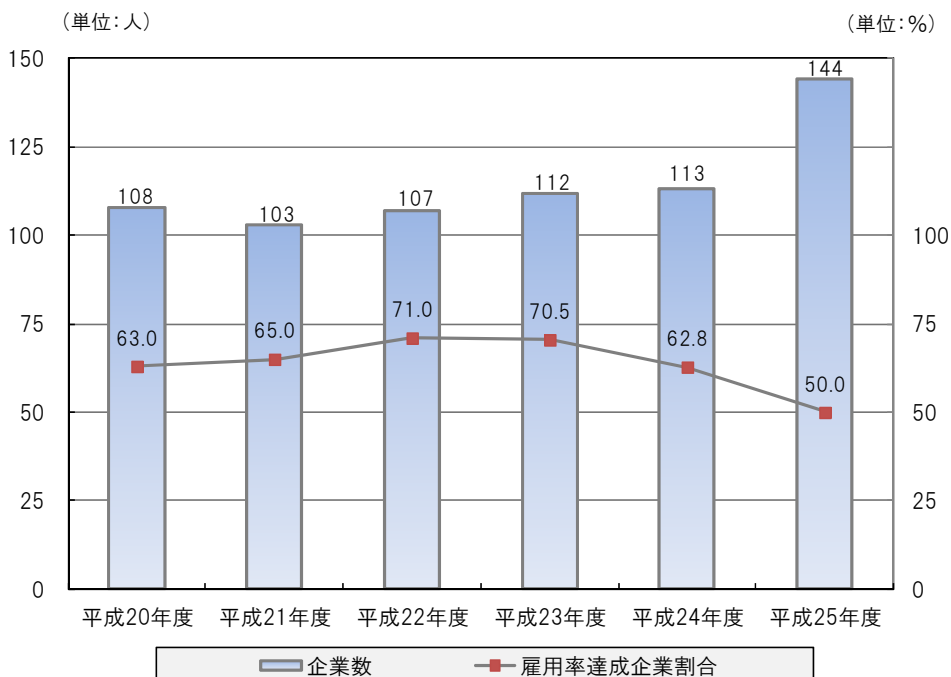
また、河内柏原管内では、平成25年度においては、法定雇用率の引き上げもあり、雇用企業数は増加しましたが、法定雇用率達成企業は50%にとどまっています。

図2-11 障害のある人の雇用状況



資料：河内柏原公共職業安定所

図2-12 障害者雇用企業数の推移



資料：河内柏原公共職業安定所

表2-6 障害のある人の雇用状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度																																										
企業数	108	103	107	112	113	144																																										
雇用率達成企業割合	63.0%	65.0%	71.0%	70.5%	62.8%	50.0%																																										
実雇用率	1.85%	1.77%	1.78%	1.84%	1.80%	1.79%																																										
常用労働者数計	22,149	20,876	22,976	26,519.5	26,234	28,059.5																																										
障害者雇用数	365	331	372	454	438	465																																										
<table border="1"> <tr> <td>身体障害者数</td> <td>286.0</td> <td>254.0</td> <td>264.0</td> <td>310.0</td> <td>291.0</td> <td>301.0</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>78.4%</td> <td>76.7%</td> <td>71.0%</td> <td>68.3%</td> <td>66.5%</td> <td>64.7%</td> </tr> <tr> <td>知的障害者数</td> <td>73.0</td> <td>73.0</td> <td>90.0</td> <td>117.5</td> <td>121.0</td> <td>124.5</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>20.0%</td> <td>22.1%</td> <td>24.2%</td> <td>25.9%</td> <td>27.6%</td> <td>26.8%</td> </tr> <tr> <td>精神障害者数</td> <td>6.0</td> <td>4.0</td> <td>18.0</td> <td>26.5</td> <td>26.0</td> <td>39.5</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>1.6%</td> <td>1.2%</td> <td>4.8%</td> <td>5.8%</td> <td>5.9%</td> <td>8.5%</td> </tr> </table>	身体障害者数	286.0	254.0	264.0	310.0	291.0	301.0	割合	78.4%	76.7%	71.0%	68.3%	66.5%	64.7%	知的障害者数	73.0	73.0	90.0	117.5	121.0	124.5	割合	20.0%	22.1%	24.2%	25.9%	27.6%	26.8%	精神障害者数	6.0	4.0	18.0	26.5	26.0	39.5	割合	1.6%	1.2%	4.8%	5.8%	5.9%	8.5%						
	身体障害者数	286.0	254.0	264.0	310.0	291.0	301.0																																									
	割合	78.4%	76.7%	71.0%	68.3%	66.5%	64.7%																																									
	知的障害者数	73.0	73.0	90.0	117.5	121.0	124.5																																									
	割合	20.0%	22.1%	24.2%	25.9%	27.6%	26.8%																																									
	精神障害者数	6.0	4.0	18.0	26.5	26.0	39.5																																									
割合	1.6%	1.2%	4.8%	5.8%	5.9%	8.5%																																										

※平成 22 年 7 月から短時間労働者が 0.5 人換算加算。

※平成 25 年 4 月から法定雇用率が 2.0%に変更された（以前は、1.8%）。

資料：河内柏原公共職業安定所

(3) 障害のある人の就学状況

平成 26 年度に支援学校に在籍している生徒数は 38 人、支援学級に在籍している生徒数は 170 人となっています。

表2-7 障害のある人の就学状況（平成 26 年度）

		小学校	中学校	合計
支援学校	人数	16	22	38
支援学級	人数	119	51	170
	設置学級数	28	12	40

資料：柏原市教育委員会

第3章 福祉ニーズ調査結果

1 アンケート調査結果の概要

日常生活の状況について

■日常生活において、障害のある児童・知的障害のある人・精神障害のある人では特に金銭管理・服薬管理、身体障害のある人では外出、高齢者では全般的に介助が必要

障害のある児童及び知的障害のある人は、「家の中の移動」が一人でできる割合が75%を超える以外、介助の必要性が高くなっています。特に、「お金の管理」や「薬の管理」、「家族以外の人との意思疎通」、「外出」などです。身体障害のある人は、「外出」が一人でできる割合が70%強である以外、80%程度以上は一人でできます。高齢者は一人でできる割合が全般的に低下しています。精神障害のある人は「お金の管理」が一人でできる割合は66%で、それ以外の「トイレ」「入浴」などは90%以上が一人でできます。

■介助者は、障害のある児童・知的障害のある人・精神障害のある人では「父母」、身体障害のある人・高齢者では「配偶者」で、いずれも大半は女性

主に介助してくれる人は、障害のある児童、知的障害のある人、精神障害のある人では、「父母」が多く、身体障害のある人及び高齢者では「配偶者（夫及び妻）」が多くなっています。障害のある児童の介助者は40歳代などですが、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、高齢者の順に介助者は高齢化しています。また、介助者の大半は女性です。精神障害のある人及び高齢者の介助者では、健康状態がよくない人の割合が15%を超えています。

介助者が病気や事故・休養で介助が難しくなった時の対応については、「同居している家族で対応する」がすべての障害のある人で最も多くなっています。障害のある児童では、「介助者が仕方なく無理をしている」が50%を超え、介助者の負担が重くなっています。病気で入院した時の介助の方法は、「家族に病室に寝泊まりしてもらい介助してもらった」が多く、ここでも家族の負担が重くなっています。

■知的障害のある人で15%強が施設入所を経験、精神障害のある人で70%強が病院入院を経験

施設に入所（若しくは病院に入院）した経験のある人は、知的障害のある人で15%強、精神障害のある人で70%強を占めています。退所（若しくは退院）後に地域で生活するうえで、家族や施設（もしくは医療機関）の職員の支援が役に立ったとしています。役に立った支援は、共通して「家族の理解と協力」、知的障害のある人と精神障害のある人で「相談に乗ってくれる人」などです。

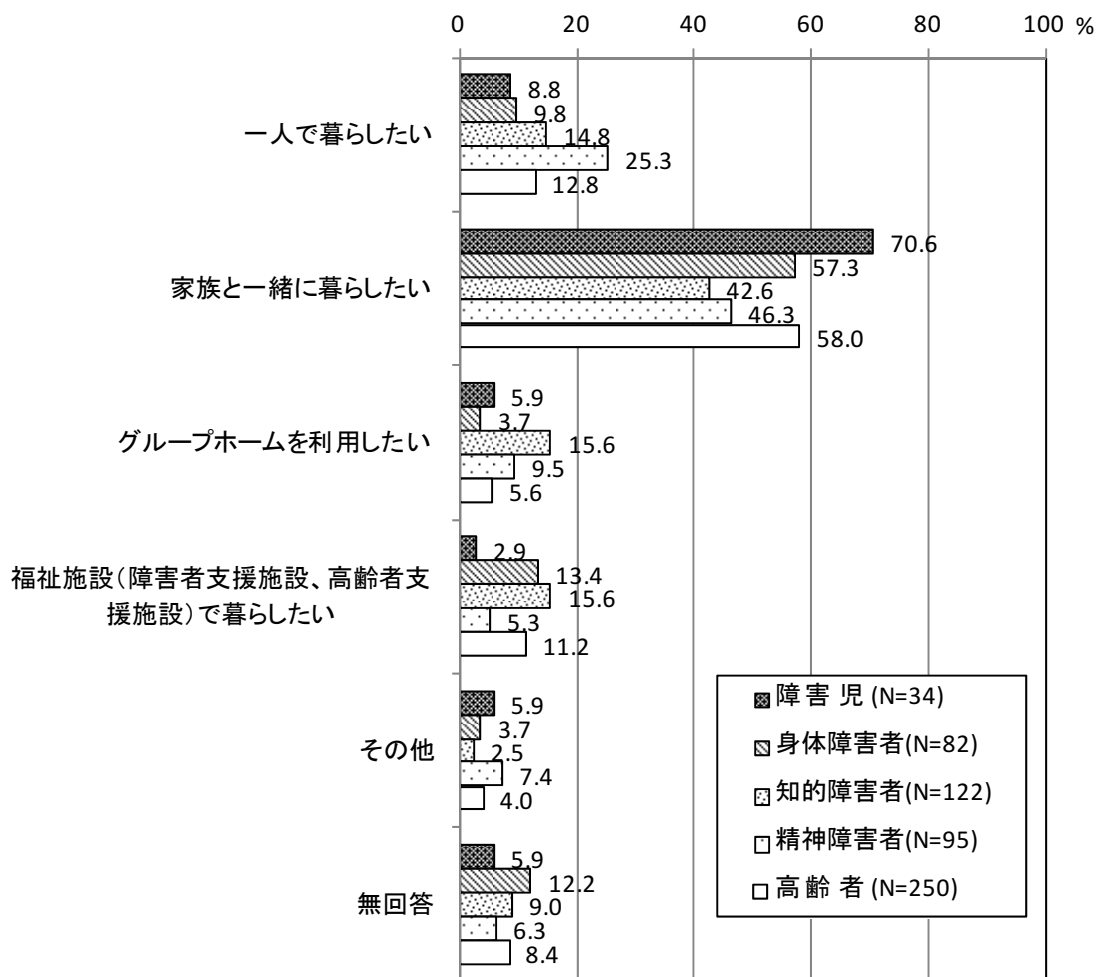
住まいや暮らしについて

■現在は家族と暮らしているが、将来は一人で、あるいはグループホームなど多様化

現在は家族と暮らしている人がほとんどです。将来は、一人で暮らしたい人（特に精神障害のある人）やグループホームで暮らしたい人（特に知的障害のある人）、福祉施設で暮らしたい人など多様なニーズがあります。

地域で生活するためにあればよい支援として、「経済的な負担の軽減」や「家族の理解と協力」を多くの方が挙げています。障害のある児童では「地域住民等の理解」も多く 70%弱となっています。

将来どのように生活したいか



日中活動や就労について

■外出は、障害のある児童・身体障害のある人・知的障害のある人では通勤・通学・通所などで「毎日」、精神障害のある人・高齢者では医療機関への受診などで「毎日」から「たまに」まで

外出については、障害のある児童、身体障害のある人、知的障害のある人では「毎日」の人が多く、精神障害のある人、高齢者では「毎日」から「たまに」まで分散しています。外出の目的は、障害のある児童、知的障害のある人では「通勤・通学・通所」で、身体障害のある人、精神障害のある人、高齢者では「医療機関への受診」が多く、共通して「買い物に行く」が多くなっています。外出する際の同行者は、身体障害のある人、精神障害のある人では「一人で」が多く、障害のある児童、知的障害のある人では「父母」が多くなっています。

通勤・通学・通所以外で外出する回数の満足度は、障害のある児童を除き「満足している」が40%を超えています。障害のある児童では「満足していない」が20%を超えています。

外出する時に困ることは、身体障害のある人、高齢者では「道路や駅に階段や段差が多い」、障害のある児童、知的障害のある人では「困った時にどうすればいいのか心配」、精神障害のある人では「外出にお金がかかる」などが多くなっています。

■日中の過ごし方は、現状では、身体障害のある人では「会社勤め」など、知的障害のある人では「通所」など、精神障害のある人・高齢者では「自宅で」で、将来の希望は「会社勤め」など

平日の過ごし方について、身体障害のある人及び知的障害のある人では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」、精神障害のある人及び高齢者では「自宅で過ごしている」が最も多くなっています。次いで知的障害のある人では「福祉施設等に通っている(就労継続支援A型も含む)」も多くなっています。

「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」人の勤務形態は、身体障害のある人では「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が最も多く、知的障害のある人及び精神障害のある人では「パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が最も多くなっています。

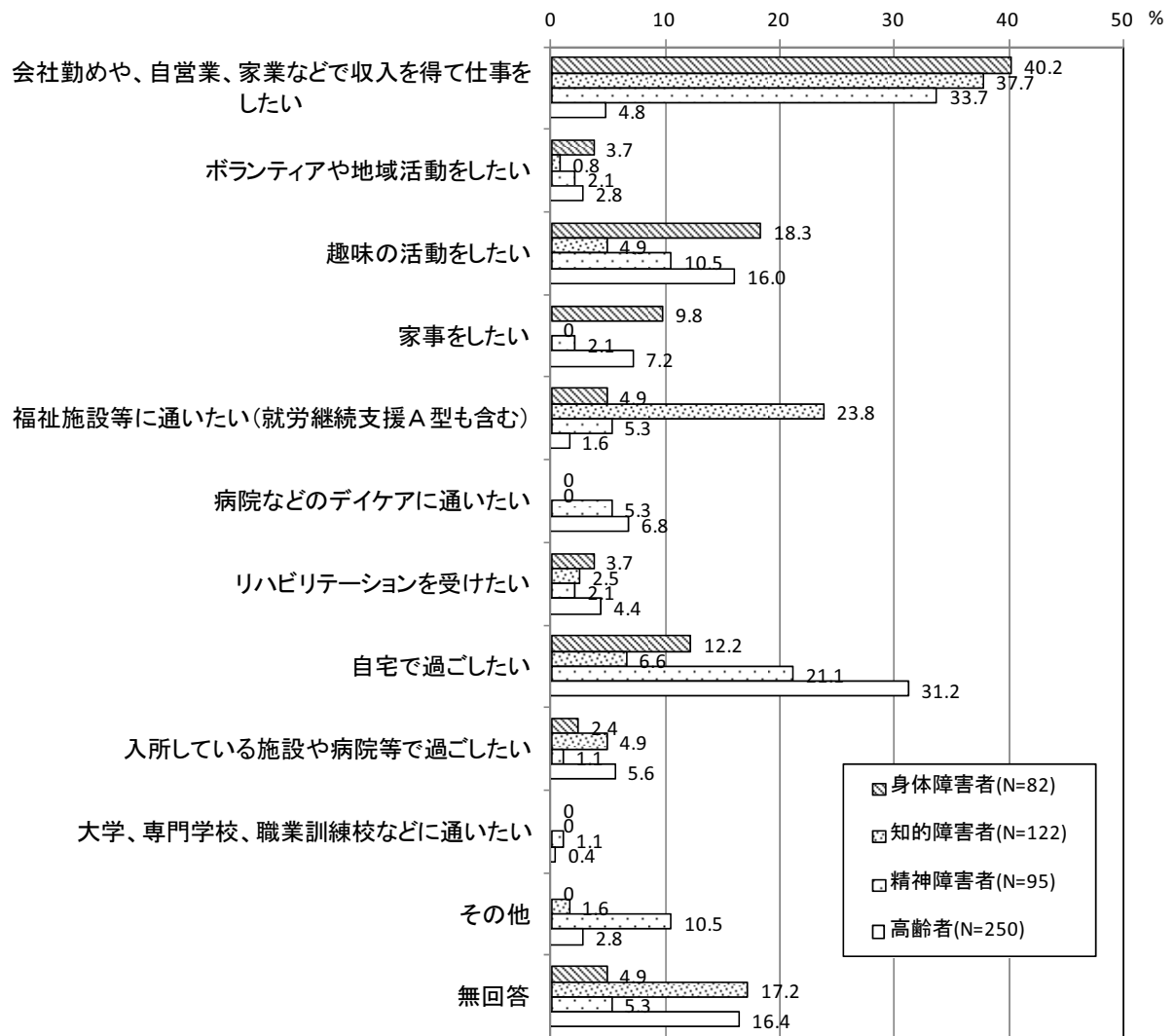
収入のある仕事をしていない人に今後の就労意向をきいたところ、「仕事をしたい」人は、身体障害のある人で40%弱、知的障害のある人で40%、精神障害のある人で50%弱を占めています。そのための職業訓練に対して、身体障害のある人で20%弱、知的障害のある人で20%、精神障害のある人で30%以上の要望があります。

障害のある人の就労支援として必要なことは、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、知的障害のある人では「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携(ジョブコーチなど)」、精神障害のある人では「家族の理解、協力」も多くなっています。

今後3年以内に希望する平日の日中の過ごし方は、身体障害のある人、知的障害のある人、

精神障害のある人では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしたい」、知的障害のある人では「福祉施設等に通いたい（就労継続支援A型も含む）」、高齢者では「自宅で過ごしたい」が多くなっています。

今後3年以内に、平日の日中を主にどのように過ごしたいか



就学について

■児童の帰宅・放課後の過ごし方の希望は「友達と遊びたい」、「習い事や塾に行きたい」など多様

障害のある児童の70%弱が就学しており、30%弱が就学前、3%は就学していません。就学前児童の日中の過ごし方は「児童発達支援施設」が70%を占めています。就学前児童で保育所（園）、幼稚園、児童発達支援施設に通っている人が園生活の中で困ることとして、70%弱の人が「家の近所に友達がいない」を挙げています。園から帰った後の過ごし方として、現状は「家族とすごす」ことが多く、希望としては、「友達と遊びたい」、「習い事や塾に行きたい」「家族とすごしたい」など多様です。

就学前でない児童（就学している人及び就学していない人）の日中の過ごし方は、「小学校に通っている」が30%、「特別支援学校の小学部に通っている」が20%などとなっています。学校生活で困ることとして、「家の近所に友達がいない」が40%、「勉強がむずかしく、ついていけない」が30%強などとなっています。

学校に通っている人の放課後の過ごし方については、現状では「家族とすごす」が70%弱で最も多く、次いで「放課後等デイサービスに行く」などとなっており、希望としては、「放課後等デイサービスに行きたい」が40%を超え、次いで「友達と遊びたい」、「家族とすごしたい」などとなっています。長期休暇の過ごし方については、「家庭ですごす」が60%強で最も多く、次いで「放課後等デイサービスを利用している」となっており、希望としては、「放課後等デイサービスを利用したい」が50%、次いで「家庭ですごしたい」となっており、またこれらに次いで「日中一時支援を利用したい」が9%と利用希望があります。

卒業後に希望する進路としては、「企業などへ就職したい」が30%弱、「機能・生活訓練や作業指導を受けられるような施設に通いたい(通所施設など)」と「進学したい」が20%強などとなっています。

通園・通学及び帰宅にあたり保護者以外の送迎の必要性は「保護者が送迎しており、保護者以外による送迎は必要がない」が30%強となっている一方で、「できればボランティアや他の方法で送迎を頼みたい」と「保育所・幼稚園・学校の送迎バス等を利用したい」が15%強の希望があります。

今後働くとしたらどのような事が必要かについては、「従業員が障害や障害者についてよく理解すること」、「障害のある人に適した仕事が開発されること」、「企業や事業主が障害者雇用について理解し、積極的に雇用すること」、「自分の住まいの近くに職場があること(職場までの送迎・支援があること)」が70%以上と多くなっています。

障害福祉サービス等の利用について

■障害のある児童（18歳未満）

現在利用しているサービスは、「放課後等デイサービス」が35.3%と最も多く、次いで「児童発達支援」が26.5%「障害児相談支援」が11.8%などとなっています。

今後利用したいサービス「放課後等デイサービス」が35.3%と最も多く、次いで「移動支援」が23.5%、「短期入所（ショートステイ）」が20.6%などとなっています。

■身体障害のある人（18歳以上64歳以下）

現在利用しているサービスは、「補装用具の給付」が12.2%と最も多く、次いで「日常生活用具給付等事業」が7.3%、「居宅介護（ホームヘルプ）」が6.1%などとなっています。

今後利用したいサービスは「相談支援」が7.3%と最も多く、次いで、「移動支援」と「補装用具の給付」がいずれも6.1%などとなっています。

■知的障害のある人（18歳以上64歳以下）

現在利用しているサービスは、「移動支援」が18.0%と最も多く、次いで「生活介護」と「就労継続支援B型」がいずれも14.8%などとなっています。

今後利用したいサービスは「移動支援」が13.1%と最も多く、次いで「相談支援」が10.7%、「短期入所（ショートステイ）」が9.8%などとなっています。

■精神障害のある人（18歳以上64歳以下）

現在利用しているサービスは、「自立支援医療」が33.7%と最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が13.7%、「就労継続支援B型」が11.6%などとなっています。

今後利用したいサービスは「自立支援医療」が9.5%、「就労移行支援」と「相談支援」がいずれも8.4%などとなっています。

■高齢者（65歳以上）

現在利用しているサービスは、「居宅介護（ホームヘルプ）」が12.4%と最も多く、次いで「補装用具の給付」が9.2%などとなっています。

今後利用したいサービスは「居宅介護（ホームヘルプ）」が12.0%、「訪問入浴サービス」と「補装用具の給付」がともに7.6%などとなっています。

相談相手について

■最も多い相談先は「家族や親せき」、次いで友人・知人、学校やグループホーム・施設、医療機関など

困った時の相談先については、「家族や親せき」が最も多く、次いで障害のある児童では「児童発達支援施設や保育所、幼稚園、学校の先生」、身体障害のある人及び知的障害のある人では「友人・知人」、精神障害のある人では「かかりつけの医師や看護師」、高齢者では「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー」が多くなっています。

障害福祉に関する情報の入手先について、障害のある児童では「家族や親せき、友人・知人」、「児童発達支援施設や保育所、幼稚園、学校の先生」、身体障害のある人では「行政機関の広報誌」、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、知的障害のある人では「家族や親せき、友人・知人」、「サービス事業所の人や施設職員」、精神障害のある人では「かかりつけの医師や看護師」、「家族や親せき、友人・知人」、高齢者では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「家族や親せき、友人・知人」などとなっています。

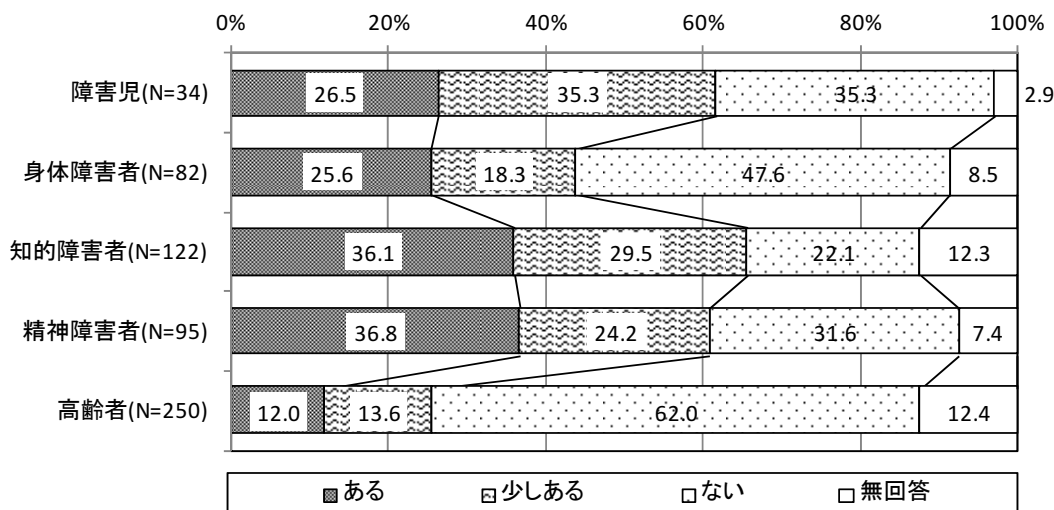
権利擁護について

■60%前後が差別や嫌な思いを、学校、職場、仕事を探るとき、外出先などで経験

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある人（「ある」「少しある」を含めた割合）は、障害のある児童では62%、身体障害のある人では44%、知的障害のある人では66%、精神障害のある人では61%となっており、高齢者を除いていずれも60%前後と多くなっています。

差別や嫌な思いをした場所は、「外出先」が最も多く、障害のある児童では57%、身体障害のある人では36%、高齢者では42%となっており、知的障害のある人では「学校・職場」が53%、精神障害のある人では「住んでいる地域」が38%で最も多くなっています。次いで障害のある児童では、「学校・職場」、身体障害のある人及び精神障害のある人では「仕事を探るとき」、知的障害のある人では「外出先」が多くなっています。

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）経験



■10%前後が、家族・親戚や施設の職員などから虐待を経験

家族や施設の職員などから虐待を受けたことがあるかについては、「ある」「疑いがある」を含めて、障害のある児童では 8.8%、身体障害のある人では 2.4%、知的障害のある人では 13.1%、精神障害のある人では 14.7%、高齢者では 2.0%となっています。

誰から虐待を受けたかについては、「家族・親せき」が最も多く、障害のある児童（3人）のうち 33%、知的障害のある人（16人）のうち 44%、精神障害のある人（14人）のうち 71%、高齢者（5人）のうち 80%となっています。身体障害のある人（2人）ではともに「施設の職員」となっています。

虐待の内容については、障害のある児童（3人）ではいずれも「顔や体をなぐられたり、けられたりした」及び「怒鳴ったり、ののしったり、無視されたりした」を受け、知的障害のある人（16人）では「顔や体をなぐられたり、けられたりした」及び「怒鳴ったり、ののしったり、無視されたりした」がいずれも 69%で最も多くなっています。精神障害のある人（14人）及び高齢者（5人）では「怒鳴ったり、ののしったり、無視されたりした」が最も多く、それぞれ 79%、60%となっています。身体障害のある人（2人）ではともに「無理やりわいせつなことをしたり、させられた」となっています。

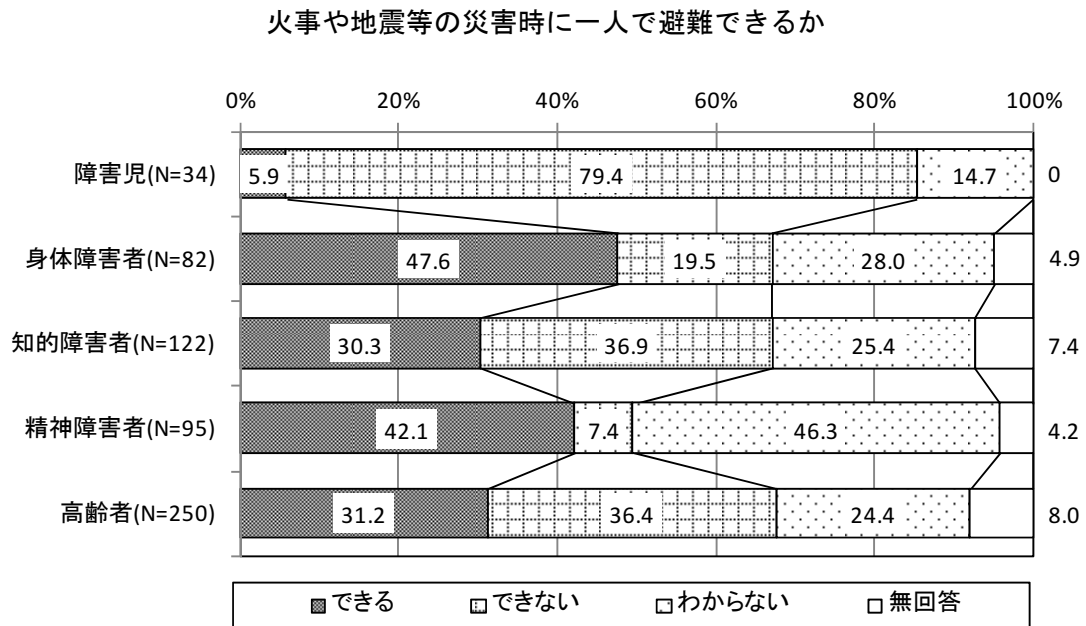
■成年後見制度の利用・利用希望は、身体障害のある人、精神障害のある人、高齢者は 10%前後で、知的障害のある人は 20%強

成年後見制度については「制度を利用している」と「名前も内容も知っており、今後の制度利用を考えている」を合わせて、身体障害のある人が 11%、知的障害のある人が 23%、精神障害のある人と高齢者は 10%未満となっています。「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」を合わせて、身体障害のある人が 40%、知的障害のある人が 53%、精神障害のある人が 64%、高齢者が 47%で、認知度は低くなっています。

災害時の避難等について

■災害時に一人で避難できない人が多い

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについては、障害のある児童、知的障害のある人、高齢者では「できない」が最も多く、それぞれ79%、37%、36%となっています。一方、身体障害のある人の48%が「できる」と回答しています。



家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人は、障害のある児童、知的障害のある人、精神障害のある人では、約40%の方が「いない」と答えています。一方、身体障害のある人及び高齢者では30%強の方が「いる」と回答しています。

火事や地震等の災害時に困ることは、障害のある児童では「安全なところまで、迅速に避難することができない」、身体障害のある人、知的障害のある人、高齢者では「避難場所の設備（トイレ等）や生居活環境が不安」、精神障害のある人では「投薬や治療が受けられない」が多くなっています。

障害のある人が暮らしやすいまちづくりのために

■障害のある児童（18歳未満）

「一人ひとりの障害に応じた障害児教育の充実と教育環境の整備」が最も多く、次いで「障害のある人の年金や経済的支援の充実」、「障害のある人のニーズに合わせ、複数のサービスを結びつけて調整すること（マネジメント）」、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」などとなっています。また「安心して通勤・通学できるよう移動支援の利用範囲を拡大する」と「障害の早期発見と継続的な支援」がいずれも他の対象に比べて多くなっています。

■身体障害のある人（18歳以上64歳以下）

「障害のある人の年金や経済的支援の充実」が最も多く、次いで「何でも相談できる窓口をつくるなど相談支援体制の充実」、「障害のある人が地域で安心して生活できるための福祉サービスの充実」などとなっています。また「道路や建物、駅などのバリアフリー化」が他の対象に比べて多くなっています。

■知的障害のある人（18歳以上64歳以下）

「障害のある人の年金や経済的支援の充実」が最も多く、次いで「何でも相談できる窓口をつくるなど相談支援体制の充実」、「障害のある人が地域で安心して生活できるための福祉サービスの充実」などとなっています。また「障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」が他の対象に比べて多くなっています。

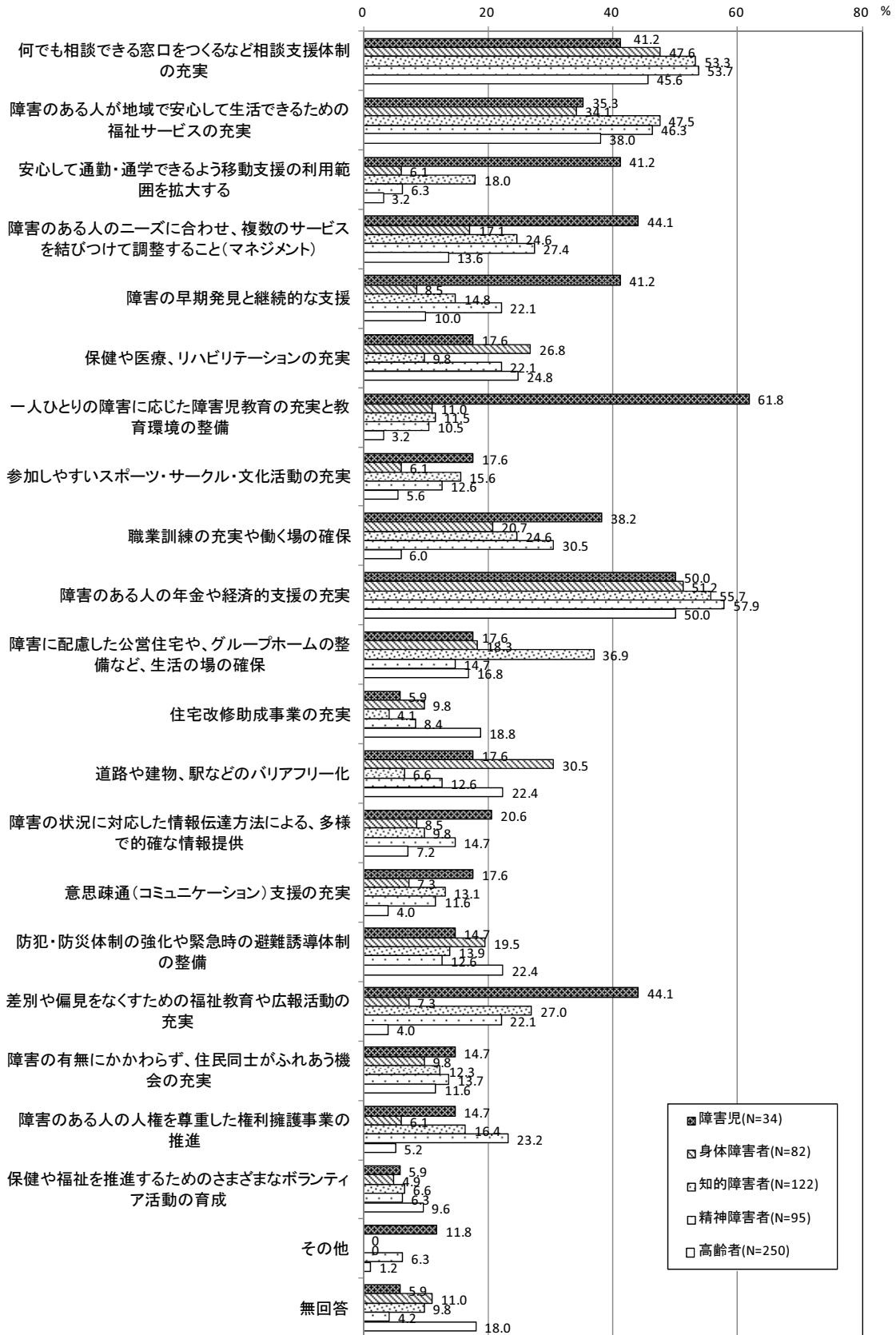
■精神障害のある人（18歳以上64歳以下）

「障害のある人の年金や経済的支援の充実」が最も多く、次いで「何でも相談できる窓口をつくるなど相談支援体制の充実」、「障害のある人が地域で安心して生活できるための福祉サービスの充実」、「職業訓練の充実や働く場の確保」などとなっています。

■高齢者（65歳以上）

「障害のある人の年金や経済的支援の充実」が最も多く、次いで「何でも相談できる窓口をつくるなど相談支援体制の充実」、「障害のある人が地域で安心して生活できるための福祉サービスの充実」などとなっています。

障害者が暮らしやすいまちづくりのために重視すべきこと（複数回答）



区 分		内 容
団 体	当事者・ 家族	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者も仕事を抱え、高齢化しており活動が難しくなっている。 ・ 精神障害者は、話をしてくれる人が身近にいない。
	居場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者が退院した後、デイケアや地域活動支援センターとは違うところでの行き場がほしい。
	サービス利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話教室やパソコン教室では、実際に聴覚障害で苦勞をしていない人が講師となっている。 ・ 土日及び午後5時以降の手話通訳登録者の連絡網が必要である。 ・ 法律の変更についていけず、利用しづらい。サービス利用に負担がかかる。 ・ 手話通訳登録者の連絡網を考えてほしい。
	販 売	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所受付前に手作り品の紹介コーナー（常設）の設置を望む。 ・ フリーマーケット、バザー等において保護者のブースを設けてほしい。ブース代がネック。
	就 労	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者は、仕事がしんどく続けられないことが、雇用主からサボっているように見られる。 ・ 精神障害者の就労。
	居 住	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設運営、ケアホーム建設についての補助金を増やしてほしい。 ・ グループホームの建設について、防火、耐震等の基準が厳しくなっていて、空家活用をあきらめ、新築を選択した。
	災害時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の連絡の問題を向上して進めたい。 ・ 災害時の避難所マップを作成してほしい。
	相談支援	利用者
人 材		<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所や相談支援専門員の数が増えず限界にある。 ・ 担当者のキャリアが浅く、相談支援の事業所として一定のレベル確保に課題がある。 ・ 市単位での事業所フォローアップの場がなく一定レベルまでの標準化や底上げができていない。

区 分		内 容
通所系		<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員やサービス管理責任者向けの実務講習会の開催を要望。
	資 源	<ul style="list-style-type: none"> 社会資源がなさすぎて解決できることが少ない。 指定特定相談支援事業所数の不足に伴う業務量の増加。 基幹相談支援センターの整備。 資源が少ないことや専門相談機関への繋ぎ方が難しい。 精神障害者が地域で暮らすのに利用できる社会資源が少ない。在宅で引きこもり、また長期入院されている方等にとって、身近に利用できる社会資源を増やすべき。 精神障害者の利用できる短期入所、グループホーム等の現実的に必要とされるサービスの打ち出しを望む。
	財 源	<ul style="list-style-type: none"> 障害者へのサービスの質・量が継続して確保できるよう財源を確保してほしい。
	情 報	<ul style="list-style-type: none"> 制度の説明用パンフレットがなく、利用者への説明が難しい。 障害福祉サービスのパンフレット作成。
	計画相談	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談については、行政側から新規事業立ち上げに積極的な動きがなければ推進は難しい。 一般相談で関わっていた方に計画相談として担当することが多く、相談件数としては計上できない部分が多くなってきた。 計画相談については法律の策定や目標の設定自体が無謀である。 計画相談作成や変更にあたっての手続きの簡素化等の検討をしていただきたい。
	利用者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の自己負担により経済的な負担がある。
	人 材	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する理解のため、職員が利用者のペースに合わせて過ごすことが重要。 個別支援の実践と個別支援計画作成等の事務作業が十分にできがたい。 3障害を受け入れ変化の激しい障害福祉の事業を運営していくための職員スキルアップ 人的・環境的な面から精神障害者への支援が十分にできていない。 職員の精神障害者に関する知識の向上 職員配置が十分ではなく、日割り単価方式になって、その傾向が強まっている。 自立支援協議会でのマンパワーの要求と対応。 相談支援員が必要な人が間に合っていないなど課題も多いが、以前の法律と比べていろいろと工夫されている。 事務量が増え、現場職員の負担感が増している。
	資 源	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援の機会は増えたが、利用者の居場所となっているかどうか。 当事者・家族の意見が出せる場所が少しずつでもほしい。
	報 酬	<ul style="list-style-type: none"> 個人給付の福祉サービスとして運営は収入が著しく安定しない。 工賃のアップをしていく。

区 分	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の報酬体系では事業としての成立が難しい。 ・ 日割り単価は早急にやめるべきで、サービス供給量も自治体の財政状況で異なる等差別を助長している。
支援区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害区分判定で柏原市は他市と比べて軽く判定されており、サービスを落とすわけにいかず、苦勞している。
サービス (事業所の 課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (生活介護) 入浴設備がなく、ニーズの高い入浴サービスが提供できていない。 ・ (就B) 利用者の特性に合った作業の確保、又は自主製作品の作成に力を入れる。 ・ 精神障害者のペースで活動できる場とサービスの提供。 ・ 利用者が高齢化し、グループホーム等の運営が必須となる。 ・ 3障害の受け入れは難しく、障害種別ごとに支援ができるようにしてほしい。 ・ 通所が終わってからの居場所が必要になる。
(新たな事業、取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者的高齢化に伴う介護保険サービスとの連携。 ・ 就労継続支援A型との連携。 ・ 相談支援事業。さまざまな課題や取組を共有できる相談支援事業所がもっと必要である。 ・ 成人となった障害者が夕方まで活動できる場の提供。事業として成立する4時以降の居場所の存在。 ・ 親亡き後の生活の場としてのグループホーム。 ・ 共同生活援助事業(グループホーム)は、寄宿舍扱いによる建築費の高騰や地元の反対で計画が中止となった。 ・ 精神障害者への支援に特化したグループが必要。
(障害者総合支援法等について)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度が複雑で分かりづらい。 ・ サービスの提供にあたり、どの法律を適用するのか判断が難しい事例がある。
(市や計画に対して)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住系サービスの充実、権利擁護の視点を盛り込んでほしい。 ・ ケアマネシメントの手法を用いた支援が確立されていない。 ・ 障害特性に応じたグループホームの設置と、その助成金・補助金の保障。 ・ グループホームの職員配置基準を市単独で加配する等、社会保障の削減部分を補てんする。 ・ グループホームの建設の場合、市が地域住民への啓発を実施していくこと。 ・ 障害のある方に見合った支援を具体的に考えていくこと。 ・ 障害者総合支援法にはない隙間の制度は、市独自の制度として取り組んでほしい。
送 迎	<ul style="list-style-type: none"> ・ (放課後等デイサービス) 学校から事業所、事業所から自宅への送迎がない。 ・ 両親共働きが多く、送迎の時間がルート上で無理な場合がある。
情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が基本データベースを作成し、不足している障害福祉サービス

区 分		内 容
		<p>を知る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの制度について、事業所がもっと知る機会がほしい。
	啓 発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（素案）」のVの3について、「周辺住民の同意を求めない」の確認と、啓発活動の具体化をしてほしい。特に地域の「福祉員」に対して。
	人 権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自傷や他害のある利用者を安全のために規制する必要がある場合、虐待に受け取られることがある。 ・ 「障害者差別解消支援地域協議会」を設置するのだろうか。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティにおける、虐待や就労等の共通のテーマで連携の体制づくりを図る。 ・ 10年、20年の単位で達成できるイメージを持ち、継続した指針にできないか。 ・ 市の窓口の対応を改善してほしい。
居住系	グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループホームは職員が1名体制の場合が多く、精神的な負担が大きい。 ・ 相談事業や、グループホームの増設、利用者の休日の生活の充実のための行動援護、移動支援などトータルに支援していく方向で必要とされる事業への参入。 ・ グループホームの建設にあたり、消防法の改正によるスプリンクラーの設置が義務付けられ、多額の費用がかかるため、市の支援がほしい。 ・ 地域で障害者がグループホームを利用して安心して生活できるよう、市としても町会等に働きかけをしてほしい。
	施 設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室の完全個室化。
	短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所の受け入れ体制の充実。 ・ 地域生活支援室（仮称）の設置により、支援員による緊急ショート入所の受入れ等 24 時間常駐の支援体制を整備したい。
	就 労	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中支援の職任分離を図るため、従たる事業所を開設。
	広 報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く一般市民に計画を周知徹底し、障害者も一人の市民として等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを要望する。
児童	18 歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで以上に児童の支援を行う。
	18 歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18 歳以上になった後の夕方からの支援として預かりサービスが必要である。

第4章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有と障害者の固有の尊厳を目的とする障害者権利条約の批准、そして障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とする改正障害者基本法を踏まえ、本計画の基本理念を次の通りとします。

障害の有無によって分け隔てられることなく、
すべての人が基本的人権を有する個人として尊重され、
その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる共生の地域社会づくり

2 基本目標

基本目標1 早期発見・早期療育とインクルーシブ教育体制の構築

障害を早期に発見し、また早期に療育に結び付けることにより、障害の軽減を図るとともに、一人ひとりの個性を伸ばし、能力を高めることができるようめざします。また、障害の状態や保護者のニーズに応じて就学前教育・保育や学校教育が選択できるよう、支援教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが「共に生き、共に学び、共に育つ」保育・教育を受けることができるよう、インクルーシブ教育体制の構築をめざします。

基本目標2 地域での自立した生活への支援

生まれ育ち、また住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けていくために、障害のある人の様々なニーズに応じていけるよう、相談・情報提供体制の充実を図るとともに、住まいや医療・保健・福祉の施策の充実をめざします。

基本目標3 就労や社会参加活動への支援

障害のある人の状態やニーズに応じて就労の選択が可能となるよう、多様な就労形態や就労の場を確保するとともに、就労に向けての訓練の充実をめざします。また、障害のある人がより豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習やスポーツ、芸術文化活動、気軽に集える居場所等の充実をめざします。

基本目標4 安全・安心な生活環境の整備

障害のある人が、安全に安心して、住まいで暮らし、まちで移動ができるよう、バリアフリーなまちづくりを推進するとともに、防災や防犯のまちづくりをめざします。

基本目標5 差別の解消及び権利擁護の推進

障害のある人も、障害のない人も地域で共に暮らしていけるよう、相互の理解を深めるとともに、障害のある人に対する差別を解消し、また権利擁護のための制度・サービスの利用の促進や虐待防止を図り、人権を守るしくみの構築をめざします。

3

施策の体系図

基本理念	基本目標		施策内容
障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が基本的人権を有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる共生の地域社会づくり	1	早期発見・早期療育 とインクルーシブ教育体制の構築	(1) 障害のある子どもの一貫した相談支援体制の整備
			(2) 早期発見・早期療育の充実
			(3) 就園・就学相談支援体制の整備
			(4) 療育の充実
			(5) インクルーシブ教育の充実
			(6) 施設のバリアフリー化の促進
	2	地域での自立した生活への支援	(1) 障害のある人の相談支援体制の充実
			(2) 情報・コミュニケーションの充実
			(3) 医療や保健等の充実
			(4) 障害福祉サービスの充実
			(5) 地域生活支援事業の充実
			(6) 障害のある児童の支援の充実
			(7) その他福祉サービスの充実
			(8) 福祉人材の養成・確保
	3	就労や社会参加活動への支援	(1) 雇用・就労の充実
			(2) 職業リハビリテーションの充実
			(3) 生涯学習活動の促進
			(4) スポーツ・芸術文化活動の推進
			(5) 社会参加のための支援
	4	安全・安心な生活環境の整備	(1) ユニバーサルデザインの社会づくり
(2) 防災・防犯対策の充実			
5	差別の解消及び権利擁護の推進	(1) こころのバリアフリー	
		(2) 権利擁護の推進	

第5章 施策の現状と具体的な展開（行動計画）

1 基本目標1 早期発見・早期療育とインクルーシブ教育体制の構築

現状と課題

障害のある子どもが、その能力を十分に発揮し自立をめざすためには、障害や障害につながる疾病を早期に発見し、早期に適切な療育に結びつけていくことが重要です。また、障害のあるなしに関わらず子ども達が、「共に生き、共に学び、共に育つ」を基本理念に、適正な保育と教育を受けることができるよう、インクルーシブ教育体制の構築が求められています。

本市では、健康福祉センターを拠点に、乳幼児に対する健康診査や心理士による発達相談等を実施し、またその後のフォローを通じて、障害や疾病の早期発見に努めています。さらに必要に応じて早期療育・治療につなげるため、医療・専門機関との連携を図り、地域医療体制づくりに努めています。

保育所、幼稚園では、障害児保育や専門家による巡回指導を実施し、適切な保育・指導に努めるとともに、子どもどうしの触れ合いによる保育に努めています。

市内3か所の子育て支援センターでは、子どもの療育相談を行っており、障害のある子どもと保護者への相談支援に努めています。

小・中学校においては、障害のある子どもが自己の可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育内容の充実を図っています。

また、大阪府の制度により配置されているリーディングスタッフと指導主事による巡回相談を行っています。さらに、支援教育コーディネーターを各幼稚園（1人）・各小中学校（2人）に配置し、障害のある児童の支援や保護者の相談を実施しています。

今後は、福祉、保健、医療等の連携を一層、密にし、障害のある子ども及び保護者のニーズや障害の状態に応じて、早期発見・早期療育の充実を図るとともに、適切な療育・教育を受けることができる体制づくりを構築していく必要があります。

施策の方針と内容

(1) 障害のある子どもの一貫した相談支援体制の整備

障害の早期発見に努め、早期療育に結び付け、障害のある子どもの障害の軽減を図るとともに、一人ひとりの個性と能力に応じた適正な就園・就学、さらに就労へと結び付けていくために、関係機関の連携強化を図り、就学前、就学中、就学後と切れ目のない相談支援体制を構築します。

施策	内容
①相談支援体制の整備	一人ひとりの子どもの障害の状況に応じて一貫して適切かつ効果的な支援を進めるため、各相談支援機関の連携を図るなど、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して、障害のある子どもやその保護者に対する支援体制の整備を図ります。
②障害のある子どもの家族への支援	自立支援センターでの療育教室を実施し子どもの発達支援や発達相談を行い、また、地域子育て支援センターで親子教室や子育て相談を実施するなど、障害のある子どもの家庭へ支援を行います。

(2) 早期発見・早期療育の充実

障害の早期発見により、早期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができるよう、早期発見・早期療育体制の整備に努めます。

施策	内容
①乳幼児期の障害の早期発見	乳幼児について、健康診査などにより障害の早期発見を図ると共に、障害の状況に応じて適切な療育を受けることができるよう支援します。
②早期療育体制の充実	早期療育体制の充実を図るとともに、幅広く周知されるように広報・啓発に取り組みます。

（3）就園・就学相談支援体制の整備

一人ひとりの個性と能力に応じた適正な就園・就学を図るため、関係機関の連携強化を図り、相談体制の充実を図ります。

施 策	内 容
①就園・就学相談の充実	障害のある子どもに一貫した支援を行うために、福祉・保健・医療等との連携を密にし、本人及び保護者の意向、障害の状況などを踏まえ、就園・就学時に適切な保育・教育の場が選択できるよう相談の充実に努めます。

（4）療育の充実

障害のある子どもに対しては、早期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来への社会参加へとつなげていく必要があるため、身近な地域で適切な療育を受けることができる体制の整備を図ります。

施 策	内 容
①保育所における障害児保育・幼稚園における支援教育の充実	障害のある子どもに対して適切な保育及び教育の機会が提供されるよう努めます。
②療育体制の充実	障害のある子どもに対して、自立支援センターでの療育教室や地域子育て支援センターでの親子教室といった身近な地域で適切な療育を受けることができるよう体制の充実に努めます。

（5）インクルーシブ教育の充実

障害のある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばして地域で自立し社会参加していけるよう、障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学び、共に育つ」ことを基本理念として、障害のあるすべての児童・生徒の発達段階に応じたきめ細かな指導や、連続性を大切にしたい一貫した支援の充実に努めます。

施 策	内 容
①多様な学びの場における教育環境及び支援体制の充実	関係機関や専門家との連携・協力を強化し、幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立った個別の教育支援の実現に向け、小・中学校における通常学級や通級指導教室、支援学級、支援学校といった多様な学びの場における教育環境及び支援体制の充実を図ります。

施 策	内 容
②教職員の専門性の確保	一人ひとりの子どもたちの障害の重度・重複化、多様化などを踏まえ、様々な障害に関する研修を充実し、教職員の質の向上を図ります。また、療育・教育関係機関との情報交換・連携、地域などの人材活用を図ることを通して、指導力の向上に努めます。
③放課後等の活動の場の充実	障害のある子どもの放課後、休日、長期休暇の活動の場の充実や、情報提供の充実を図ります。

(6) 施設のバリアフリー化の促進

誰もが教育を受ける権利を等しく持っており、環境面からの整備のため、障害のある人とともにすべての人が使いやすいという視点に立ったバリアフリー化の推進を行います。

施 策	内 容
①教育・療育施設のバリアフリー化	各学校に身体障害者用トイレとスロープの設置等を推進し、誰もが安心して学校に通えるよう施設整備に努めます。
②機器や設備の整備	障害のある児童の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、教材などについて、情報機器など学習を支援する機器や設備の整備を推進します。

2 基本目標2 地域での自立した生活への支援

現状と課題

障害のある人が、障害のない人と共に、地域で安心して自立して暮らしていくことが求められています。

本市では、障害のある人やその家族からの福祉、医療、就労等に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連絡調整するなどの支援を行っています。また、地域の様々な相談機能を活かしながら、それぞれの障害に対応できる相談窓口を設置しています。

障害のある人への情報提供にあたっては、必要とする様々な情報が的確に伝わるよう、広報やウェブページ、図書等、多様な媒体による提供を行うとともに、障害の特徴に応じて、点字・音訳など多様な方法による情報提供や、身体が不自由なため直接に図書館に行くことができない人のための在宅サービスを実施しています。聴覚に障害のある人に対しては、円滑なコミュニケーションを図り、社会参加を促進するために手話通訳者及び要約筆記者の設置や派遣を行っています。さらに、制度の周知のために各窓口においてパンフレットなどの提供や、情報コーナーの設置を行っています。

障害の原因となる生活習慣病や心の病の予防のために、「健康かしわら21」に基づき、健康診査や各種検診、健康教育、健康相談等を実施しています。精神保健福祉施策としては、保健所など関係機関との連携を図り、「こころの健康講座」等を開催し、精神保健活動の啓発を行っています。

障害のある人への福祉サービスについては、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援等の訪問系サービス及び短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労支援移行、就労継続支援（A型・B型）、療養介護の日中活動系サービス、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援の居住系サービスを提供しています。また、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業等の地域生活支援事業を行っています。

これらの事業やサービスを担うボランティアや福祉人材の養成及び確保についての支援を行うとともに、市における専門職員の確保にも努めています。

今後は、障害のある人やその家族が地域で安心して生活することができるよう、相談支援体制の充実に努めるとともに、個々の障害などの状況に応じた福祉サービスの情報提供など、情報のバリアフリー化に努めていく必要があります。

保健・医療や福祉サービスの充実では、障害のある人の年齢や個々の障害に応じた支援とともに、介護者への相談支援が求められており、障害のある人が身近な地域で安心して生活ができるような支援づくりに努めていく必要があります。

施策の方針と内容

(1) 障害のある人の相談支援体制の充実

障害のある人が、不安や悩みを軽減し、自立への意識を高め、必要なサービスを利用できるよう、ライフステージに沿った総合的・継続的な相談支援を可能とするために、相談支援体制のより一層の充実に努めます。

施策	内容
①相談体制の充実	障害のある人の相談窓口や事業が広く周知されるよう情報提供を行います。
②相談員活動の充実	相談活動の充実を図るとともに、身近な相談機関となるよう資質の向上を図ります。
③地域自立支援協議会(各相談機関によるネットワーク)の充実	地域の実態や課題等の情報を集約・共有・解決する機能を持たせた地域自立支援協議会の運営を行います。

(2) 情報・コミュニケーションの充実

障害のある人の自立・社会参加の支援に向けて、多様な情報を的確に伝えることができるよう、情報通信技術の活用を支援するとともに、視覚障害や聴覚障害、知的障害のある人等の障害特性に対応した情報提供の充実を図ります。また、障害のある人のコミュニケーション支援として、文字や音声などによる情報提供の充実、手話通訳者や要約筆記者など情報を提供する人材やコミュニケーションを支援する人材の育成に努めます。

施策	内容
①多様な情報提供の充実	市の様々な情報が障害のある人に伝わるよう、ニーズを踏まえた一層の工夫と細やかな支援を行います。
②的確な情報提供の充実	障害施策に関する制度改正等について、随時、広報やホームページに掲載します。また、パンフレットの窓口設置や「福祉の手引き」の作成など、的確な情報提供に努めます。商業・業務施設、公共交通施設、医療施設など不特定多数の人が利用する民間施設においても情報提供ができるよう、事業者等に働きかけを行います。
③情報のバリアフリー	視覚や聴覚に障害のある人などに的確に情報が伝わるよう、点字・音訳やインターネットのウェブページ・SNSによる広報など多様な方法による情報提供に努めます。また、知的障害のある人などにもできるだけわかりやすい表現（平仮名やルビ）などを用いるように努めます。
④コミュニケーション支援体制の充実	公共機関の窓口等で手話による対応ができるよう、手話通訳者の設置や登録手話通訳者の養成、技術向上を図り、派遣体制の充実に努

施 策	内 容
	<p>めます。手話での通訳が困難な中途失聴者などの意思疎通（コミュニケーション）支援のため、要約筆記者の養成や派遣体制の充実に努めます。また、市が主催する講演、催し等の事業について手話通訳者や要約筆記者を配置することで聴覚に障害のある人等の社会参加を促進します。さらに、意思疎通（コミュニケーション）支援にかかる人材確保のために、手話、要約筆記、点訳、朗読奉仕員の養成を推進します。</p>

（3）医療や保健等の充実

心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、より一層の健康・医療施策の充実に努めます。さらに、二次機能障害などの予防や疾病の悪化防止のため、保健所や医療機関などとの連携の強化や早期発見と適切かつ継続的な支援、地域リハビリテーションの推進に努めます。

施 策	内 容
<p>①障害の原因となる疾病の早期発見と継続的な支援</p>	<p>障害の原因となる生活習慣病や心の病の予防に重点を置くため、「健康かしら 21」に基づき、各種健康診査、各種がん検診、歯周病検査等を実施します。また、体力や筋力の低下により要介護状態になることを予防するために、介護予防事業を推進します。</p>
<p>②医療サービスの充実</p>	<p>障害のある人が身近な地域の医療機関で診療を受けられるように、医師会等との連携により地域の医療機関での受診機会の拡大や、歯科保健に関する教育や歯科健康診査の充実に、歯科医師会などとの連携により実施し、さらに、医療費などの経済的負担軽減のため、重度身体障害者公費負担制度などの充実に努めます。</p>
<p>③地域リハビリテーションの充実</p>	<p>在宅の障害のある人に対する各種医療機関におけるリハビリテーション医療実施体制の充実に努めます。また、作業療法士や理学療法士等の専門従事者の質的・量的な充実に努めます。中高齢期の障害のある人に対しては高齢者施策との連携に努めます。</p>
<p>④精神保健福祉活動の推進</p>	<p>精神障害のある人に対する市民の正しい理解と認識を深めるための啓発活動や、精神障害のある人に対して社会復帰の支援を推進するとともに、生活に関する総合的な相談や支援を行う精神障害者地域生活支援センターの充実に、地域生活支援事業における自立のための相談を促進します。</p>

(4) 障害福祉サービスの充実

障害のある人が必要なサービスを身近な地域で受けることができるよう、障害のある人やその家族からの相談に応じ、個々の状況やサービスの利用意向の把握に努め、サービス提供事業者の確保などを支援するとともに、福祉サービスに従事する人材の質の向上を図ります。なお、障害福祉サービス等の確保策は、第4期柏原市障害福祉計画で具体的に定めます。

施 策	内 容
①訪問系サービス及び短期入所の充実	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）において、利用者本位のサービス提供体制を確保するため、関係機関と連携し、訪問系サービスへの事業者の参入及びサービス利用の確保に努めます。 短期入所では、利用者が増加することを踏まえ、関係機関と連携しながら事業所の確保に努めます。
②日中活動系サービスの充実	日中活動系サービス（生活介護、自立訓練〈機能訓練・生活訓練〉、就労移行支援、就労継続支援〈A型・B型〉、療養介護）について、関係機関と連携しながらサービスの提供体制の確保に努めるとともに、日中活動の場の確保に向けては事業者などと連携し、基盤整備を進めます。
③居住系サービスの充実	居住系サービス（共同生活援助〈グループホーム〉、施設入所支援）について、グループホームの拡充に向け、関係支援機関や近隣市町村と連携を図りながら、サービス量の確保に努めます。

（5）地域生活支援事業の充実

障害のある人が地域で生活していくために、障害のない人が障害者のある人への理解を深める事業に取り組むとともに、相談支援をはじめとするきめ細かなサービスの確保を図ります。また地域活動支援センターが、障害のある人にとって居場所となるよう、支援します。

施 策	内 容
①必須事業の充実	必須事業（理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業）については、利用者のニーズを踏まえながら事業者の確保などサービス提供体制の推進に努め、また、地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、サービスの種類や内容に関する情報提供や利用者本位のサービスの提供に努めます。
②その他の事業（任意事業）の充実	その他の事業（訪問入浴サービス事業・更生訓練費給付事業・生活支援事業・日中一時支援事業、社会参加促進事業等）については、利用者のニーズを踏まえ、事業者の確保などサービス提供体制の充実に努めるとともに、地域生活や社会参加の観点から利用者本位のサービス提供に努めます。

（6）障害のある児童の支援の充実

障害のある児童の発達や放課後における療育指導等を支援するサービスの確保を図ります。

施 策	内 容
①障害のある児童の支援サービスの充実	障害児支援サービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援）については、関係機関や事業所との連携を図りながら、サービス量の確保に努めます。

(7) その他福祉サービスの充実

障害のある人に対し、障害福祉サービス及び地域生活支援事業以外のサービスとして、身体機能の補完や食事の支援等の支援を行います。

施 策	内 容
①補装具の給付	障害のある人に対し、身体機能を補完するため補装具の購入費や修理費の給付を行います。
②在宅給食サービス・福祉理容	配食サービスを実施します。また関係団体との連携により福祉理容を実施します。
③訪問看護サービス	自宅で療養を続けたいという障害のある人や日常的な医療サービスが必要な重度障害のある人等の在宅療養を支援するため、訪問看護ステーションを利用する重度障害のある人に対して、基本利用料の一部助成を行います。

(8) 福祉人材の養成・確保

多岐にわたる障害者施策における専門分野の人材やボランティアの養成を図るとともに、障害のある人への理解を一層深めるため、市職員研修の充実を図ります。

施 策	内 容
①ボランティア養成の推進	関係機関と連携し、幅広いボランティアの養成を支援するとともに、障害のある人を支える環境づくりや障害の理解の促進に努めます。
②福祉人材の養成の推進	手話通訳・要約筆記に関して、教室等で養成された人材を対象に登録試験を実施し、登録通訳者として派遣します。
③職員研修の充実	福祉人材の確保に努めるとともに、福祉の向上をめざす職員の養成を行います。また、障害者総合支援法の下では、障害福祉サービスの利用者に対する障害支援区分の決定に伴い、認定調査員としての専門知識・技術が必要となるため、大阪府と連携し職員の研修を推進します。

3 基本目標3 就労や社会参加活動への支援**現状と課題**

近年、障害のある人の就労支援については、就業意欲の着実な高まりを見せるなかで、より多くの就業希望を実現することができるよう、質・量ともに一層の強化を図ることが求められています。生涯学習、スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動への参加は、障害のある人の生きがいや、心身の健康保持・増進という点で重要であり、また、市民が障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための啓発と交流の機会としても大きな意義があります。

雇用率の未達成企業は依然として多く、障害者雇用を取り巻く社会情勢は厳しい状況のままとなっています。障害のある人への理解による雇用の促進と、働きやすい環境づくりに向けて、民間企業などの事業主に対する啓発活動や、就労に向けた相談の支援のため、柏原市、社会福祉協議会、市内障害福祉サービス事業所、支援学校、河内柏原公共職業安定所等による就労支援に関する会議が中心となって、障害のある人の雇用の促進を進めています。

その中で、就労を希望する当事者に対して、八尾・柏原障害者就業・生活支援センターの業務内容やジョブライフサポーター制度について等の講座の開催、企業への啓発の検討などを行っています。また、障害担当課から市各課へ授産品の利用について依頼を行うなど仕事の創出を図っています。

障害の有無にかかわらず、すべての人がスポーツに親しめるよう、スポーツ施設の整備や市民マラソン大会などへの参加機会、スポーツ指導者の育成などスポーツ活動の充実に努めています。

文化・芸術活動では、活動の紹介など障害のある人の参加の拡充に努めています。文化・芸術活動の場の物理的なバリアの解消やコミュニケーションの面での配慮など、参加するための条件整備が不十分なこともあり、これらの活動に参加する機会が制約される傾向があります。

今後は、障害のある人が働きやすい職場環境づくりや、福祉的就労などの個々のニーズに応じた就労支援などの体制づくりに努めていく必要があります。本市地域就労支援センターと河内柏原公共職業安定所や八尾・柏原障害者就業・生活支援センター等が連携して障害のある人の雇用対策を促進することが必要です。

また、市を含め関係4市の障害担当者、支援学校、労働基準監督署、河内柏原公共職業安定所、保健所等からなる河内柏原公共職業安定所障害者雇用連絡会と連携し、体験就労の機会づくりを推進することが必要です。

生涯学習や文化・芸術活動等への参加を促進するために、施設バリアの解消や、各種情報提供、移動・コミュニケーション支援の充実に努めることが必要です。また気軽に集える居場所づくりの検討と実施に向けた取り組みも必要です。

施策の方針と内容

(1) 雇用・就労の充実

障害のある人の雇用を促進するため、事業主に対する障害者雇用の理解の促進に努めるとともに、障害のある人が働きやすい職場環境づくりに向けての啓発活動を推進します。

施 策	内 容
①雇用促進啓発活動の推進	障害のある人の就労を促進するため、一般企業及び関係者を対象に雇用促進啓発活動を推進します。
②障害者雇用の促進	障害のある人の雇用を促進するため、事業主などの理解により職場開拓や就労しやすい環境づくりに努めます。また、就労意欲を持つ障害のある人が、その能力や適性に応じた就労を実現するため、関係機関と連携しながら、就労に関する相談体制の充実に努めます。
③八尾・柏原障害者就業・生活支援センターとの連携	障害のある人の地域就労支援の拠点である八尾・柏原障害者就業・生活支援センターや、地域自立支援協議会等と連携を図り、雇用を促進します。

(2) 職業リハビリテーションの充実

就労支援に関する機関の連携の強化を図り、職業相談、職業評価、職業訓練、職業指導、職業紹介等のサービスのほか、職業に就いて維持向上させるために必要な支援など一連の取り組みを行います。

施 策	内 容
①職業能力開発の充実促進	障害のある人の職業能力開発の促進のため、各種関連機関や国・府等の事業の情報提供を行います。
②就労関係機関の連携の促進	柏原市地域就労支援センターや地域自立支援協議会における就労部門等のネットワークの充実に努めます。

(3) 生涯学習活動の促進

学校教育後においても、障害のある人の学習ニーズに対応できるよう、生涯学習計画に基づく学習機会の確保を図ります。

施 策	内 容
①生涯学習の推進	生涯学習計画に基づき、障害の有無にかかわらず生涯学習の機会の提供に努めます。

(4) スポーツ・芸術文化活動の推進

障害のある人が日常的にスポーツ、レクリエーション活動や文化・芸術活動に参加できるよう、各種事業の充実や、活動の場の物理的バリアの解消やコミュニケーション面での配慮等、条件整備を充実します。

施 策	内 容
①スポーツ・レクリエーション活動に対する支援の充実	障害のある人のニーズを踏まえ、多くの方が参加できるよう、スポーツやレクリエーション活動の場の提供と周知を図ります。
②文化・芸術活動の推進	障害のある人の利用に配慮した文化施設の改善整備や、各種の文化活動での適切な指導ができる指導員の養成など、活動内容の充実とともに、文化芸術活動の基盤づくりに努めます。

(5) 社会参加のための支援

障害のある人の社会参加の促進のため、移動に関するニーズの増加を踏まえ、障害福祉サービスや地域生活支援事業の他にも、多様な支援を行います。

施 策	内 容
①タクシー利用料金の助成制度等の充実	外出が困難な重度の在宅の障害のある人に対して、タクシーやリフト付きタクシーの料金、自動車を改造する場合の費用、自動車運転免許の取得費用の一部助成をすることにより、生活行動範囲の拡大を支援し、社会参加の促進を図ります。
②移動に関わる支援の充実	障害福祉サービスにおける行動援護や、地域生活支援事業における移動支援の充実を図ります。

現状と課題

障害のある人が、安全に移動でき、安心して施設を利用することができるよう、福祉のまちづくりが求められています。また、防災や防犯による安全・安心な生活の確保が求められています。

本市では、大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、歩道の段差解消を推進するとともに、駅などへのエレベーターの設置等にも努めています。また、障害のある人の通行に支障となる放置自転車についても、関係機関と協力し放置自転車追放キャンペーンなどの街頭啓発を行っています。

また、バリアフリー施策を総合的に推進するため、平成18年度から施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づくバリアフリー環境の整備に努めています。

防災においては、自主防災組織の結成を支援し、災害時における重度の障害のある人等のための防災マニュアルの策定により、安否確認台帳の整備や災害時の速やかな安否確認に努めています。また、重度の障害のある人等に対して、火災警報器を日常生活用具として支給することにより防災を支援しています。

防犯では、警察署や企業、防犯協会などと連携した防犯活動の推進や、行政が中心となり青色回転灯を装備した公用車によるパトロール活動を実施しています。

今後も、障害のある人が地域で安全で安心な日常生活を送ることができるよう、福祉のまちづくりを推進し、また地域住民が連携した災害時の支援体制づくりや防犯対策の充実に努めていく必要があります。

施策の方針と内容

（1）ユニバーサルデザインの社会づくり

高齢者や障害のある人だけでなく、すべての人を対象としている、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共交通機関、建築物、歩行空間等の一体的・連続的なバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人と生活を共にし支援する盲導犬等への理解を促進します。

施 策	内 容
①障害のある人の住宅改造や確保等の促進	障害のある人が地域で安心して住みつづけることができるよう、住宅改造助成事業の推進に努めます。
②建築物のバリアフリー化の推進	建築確認申請時において一定要件の建築物についてバリアフリー基準の審査書類の添付を義務づけ、バリアフリー化への推進を図ります。
③公共交通機関、歩行者空間等のバリアフリー化の推進	公共交通機関や関係機関へ障害種別に対応したバリアフリー化の推進を要望し、誰もが利用しやすい公共交通機関や歩行者空間などの整備に努めます。
④盲導犬、介助犬、聴導犬の普及・啓発	盲導犬、介助犬、聴導犬について周囲の理解が求められるように啓発活動を行います。

（2）防災・防犯対策の充実

障害のある人のための避難誘導や家族との連絡等情報伝達手段の確保、避難先での援助体制の確保等、障害特性に応じた防災体制づくりを推進します。また、犯罪被害からの予防や緊急時の通報対策、交通安全対策等、障害のある人の安全を確保するための総合的な対策を推進します。

施 策	内 容
①防災対策の充実	関係機関や地域との連携及び制度の周知により、災害時における障害のある人の特性に応じた安全確保に努めます。
②防犯対策の充実	警察、企業、防犯協会、自治会等による防犯ネットワークの確立に努め、障害のある人の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯に関する情報及び事故時における障害のある人への援助に関する情報の提供に努めます。

現状と課題

障害について市民の正しい理解と認識は、障害のある人の人権を守り、すべての人が共に暮らせる社会をつくっていくうえで最も基礎となる条件です。障害のある人も障害のない人も共に同じ社会の構成員であり、一人の人間としての基本的人権を有しています。また、障害のある人は障害による差別や偏見を受ける理由はなく、大きな可能性を持っています。

本市では、障害のある人の人権の尊重の意識を高めるため、広報などの活用や障害者週間における啓発物品の配布などを通じて、障害のある人への市民の理解の促進に努めています。このような様々な機会を通じて障害についての啓発が行われ、少しずつ理解は進んできました。

今後は、障害のある人に対する地域での理解促進を図るため、広報や市のウェブページ等、様々な方法を通じて、市民への啓発がより一層求められます。また、ただ単に「人間は平等」「差別はしてはいけない」といった理念的な啓発広報ではなく、具体的な障害への理解を促進するための取り組みが求められ、意識のバリアフリー対策として福祉教育の必要性が高まっています。市民と障害者が触れ合い、相互に理解を深めていく交流の機会の創出を図る必要があります。

施策の方針と内容

（1）こころのバリアフリー

バリアフリー化の実施に関する協力を求める「心のバリアフリー」を深めていくとともに、高齢者や障害のある人などが円滑に移動し施設を利用できるようにすることへの協力や、高齢者や障害のある人などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めるための啓発と教育を推進します。また、障害のある人との交流を通じて、知識だけではない理解を深めるための取り組みを推進します。

施 策	内 容
①障害のある人への心のバリアフリーの推進	障害についての理解を深め、障害のある人に対する差別や偏見を解消するための啓発活動の機会を充実します。
②福祉教育の推進	知識としての啓発にとどまらず、心のふれあいによる児童・生徒の障害への理解を推進します。
③市民と障害のある人の交流の促進	市民と障害のある人が交流し、相互の理解が深められるような機会の創出に努めます。

（2）権利擁護の推進

障害のある人の問題はすべての人の問題でもあり、障害や障害のある人に対する正しい理解を深めていくため、人権擁護における啓発を積極的に行っていきます。また、障害のある人への虐待を防止するための啓発や支援体制の整備を図ります。

施 策	内 容
①障害のある人の権利擁護事業の推進	成年後見制度や日常生活支援事業等について幅広く周知されるよう広報に努めます。
②虐待防止の推進	虐待防止の啓発を進めるとともに、施設等の職員に対しても、虐待防止のあり方や防止のための適切な支援を行います。また、権利擁護にかかわる相談機関との連携を強化し、地域ぐるみでの支援体制の整備に努めます。

第 4 期障害福祉計画

第1章 地域生活移行と就労支援に関する目標数値の設定

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

●第3期計画の達成状況

平成26年度末見込みの施設入所者数は40人で、平成17年10月1日時点の59人より削減数は19人となり、目標数を達成しています。削減率は32.2%で国指針の1割、府指針の22%より高くなっています。

また地域移行数は、15人で、削減率は25.4%となっており、目標を下回っています。

表1-1 第3期計画における施設入所者の地域移行の目標と実績

項目		数値	備考
平成17年10月1日時点の施設入所者数		59人	
目標	平成26年度末の入所者数	40人	
	目標削減数	19人 (32.2%)	国指針：1割以上削減 府指針：22%以上削減
	平成26年度末地域移行目標数	28人 (47.5%)	国指針：3割以上地域移行 府指針：4割以上地域移行
実績	平成26年度末見込みの入所者数	40人	
	削減数	19人 (32.2%)	
	平成26年度末地域移行数	15人 (25.4%)	

●第4期計画の目標

【目標設定の考え方】

国の基本方針においては、地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点において、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の数値目標を12%以上(平成26年度末時点で未達成と見込まれる割合を加味する)と設定することとされています。また、入所者の削減数は、平成25年度末時点における施設入所者の4%以上とされています。

【成果目標】

本市においては、平成 25 年度末時点の入所施設の利用者は 39 人で今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する者の数を勘案し、平成 29 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を 6 人と設定します。その結果、地域移行者数は平成 25 年度末時点で 39 人の 12.8%に相当することとなります。また、入所者の削減数の目標を 7.7%の 3 人とします。

第 4 期計画における施設入所者の地域移行の目標

区 分	目標数値	備 考
平成 25 年度末施設入所者数（人）	39 人	
平成 29 年度までの地域移行目標	6 人（15.3%）	平成 25 年度末の前入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
目標削減者数	3 人（7.7%）	平成 29 年度末段階での削減見込数

国の基本指針

- 平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上を地域生活へ移行。
平成 17 年 10 月 1 日から平成 24 年度末の平均伸び率（2.88%）をベースに、平成 25 年度末の施設入所者と比較した平成 29 年度末時点での地域生活に移行する者の割合を 12%以上とする形で設定。
- 施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4%以上削減。
平成 17 年 10 月 1 日から平成 24 年度末の平均削減率（▲1.1%）をベースに、平成 29 年度末までに、平成 25 年度末時点の施設入所者数から約 4%以上削減する形で設定。

（2）地域生活支援拠点等の整備

平成 29 年度末までに、障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備することを基本目標に設定します。

障害者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、居住支援の拠点の設置に向けた検討を進めます。

2 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

●第3期計画の達成状況

第3期における目標としては、平成26年度中の一般就労移行者数を8人と設定しました。実績は、平成24年度で5人、平成25年度で1人と、目標値を下回っています。

第3期計画における福祉施設から一般就労への移行の目標と実績

項目		数値	備考
平成17年度一般就労移行者数		1.5人	大阪府調べ
目標	平成26年度中の一般就労移行者数	8人 (5倍)	国指針：平成17年度の4倍以上 府指針：平成17年度の5.4倍以上
実績	平成24年度の一般就労者数	5人	大阪府調べ
	平成25年度の一般就労者数	1人	同上

●第4期計画の目標

【目標設定の考え方】

国の基本方針においては、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上と設定することが望ましいとされていますが、全国に比して高い水準で一般就労への移行を進めてきた大阪府においては、基準年となる平成24年度の実績も高くなっていることや、これまでの実績の中には、平成30年度から開始する精神障害のある人の法定雇用率の算定基礎への追加を見据えた企業の取り組みも既に相当数含まれていることから、今後、国の基本指針で定める目標ほどの数値を見込むことは困難であるとして、平成29年度における一般就労への移行目標を府全体で平成24年度の1.5倍以上と設定しています。

【成果目標】

府の設定による1.5倍の目標で府内按分による本市の人数は11人となっており、本市においては、平成29年度末において福祉施設から一般就労に移行する人を、平成24年度の実績5人の2.2倍の11人を目標とします。

第4期計画における就労移行者数の目標

平成24年度 (A)	平成25年度 (B)	平成29年度末 (C)	就労移行者数 (D) =C/A	目標値
5人	1人	11人	2.2倍	11人

(2) 就労移行支援事業の利用者数

●第3期計画の達成状況

第3期では、地域移行や支援学校卒業生の動向等を踏まえ、平成26年度の就労移行支援事業の利用者数25人と設定しました。平成26年度の就労移行支援事業の利用者数の見込みは6人で、目標を19人下回っています。

第3期計画における就労移行支援事業利用者数の目標と実績

項目		数値	備考
目標	平成26年度の就労移行支援事業の利用者数	25人	国指針：福祉施設利用者数の2割以上 府指針：これまでの実績等を踏まえる
実績	平成25年度の就労移行支援事業の利用者数	6人	
	平成26年度の就労移行支援事業の利用者数（見込み）	6人	

●第4期計画の目標

【目標設定の考え方】

国の基本方針では、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数から6割以上増加させることが望ましいとされています。

【成果目標】

本市においては、平成25年度の就労移行支援事業の利用者数6人の6割以上の増加を見込み、10人を目標とします。

第4期計画における就労移行支援事業利用者数の目標

項目		数値	備考
目標	平成25年度の就労移行支援事業の利用者数	6人	国指針：平成25年度末の利用者数の6割以上 府指針：平成25年度末の利用者数の6割以上
	平成29年度の就労移行支援事業の利用者数	10人 (1.6倍)	

(3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

●第4期計画の目標

【目標設定の考え方】

国の基本方針では、平成 29 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることが望ましいとされています。

大阪府では、①現時点で就労移行率が 3 割以上を達成している事業所、②就労人数が 0 名又は 1 名の事業所に対する取り組みを合わせて実施することにより、全体の約 5 割の事業所における就労移行率 3 割以上の達成を図ることとしています。

【成果目標】

本市においては、現在、市内に就労移行支援事業所はありませんが、新たに就労移行支援事業所ができた際には、国の基本方針にあわせて、就労移行率が 30%以上である事業所を全体の 5 割以上とすることを目指します。

第4期計画における就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加の目標

項目		数 値	備 考
目 標	平成 29 年度末において就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	50%	

(4) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

●第3期計画の達成状況

第3期における就労継続支援（B型）の工賃の平均額の目標は8,897円です。平成25年度の平均額は5,625円と平成22年度の基準額を272円下回っており、目標額を3,272円下回っています。

第3期計画における就労継続支援（B型）事業所工賃の平均額の目標と実績

項目		数値	備考
平成22年度の工賃の平均額など、基準となる額		5,897円	大阪府調べ
目標	平成26年度の工賃の平均額	8,897円	国指針：区域ごとの目標水準を設定
	増加額	3,000円	府指針：平成22年度実績の約30%増
実績	平成25年度の工賃の平均額	5,625円	
	平成26年度の工賃の平均額	6,243円	上半期

●第4期計画の目標

【目標設定の考え方】

就労継続支援（B型）の工賃の平均額については、大阪府の目標案では平成25年度実績額に34.2%を増した額を下回らない額となっています。

【成果目標】

就労継続支援（B型）の工賃の平均額については、平成25年度実績額に34.2%を増した額の7,549円とします。

就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の実績と第4期計画における目標

実績			第4期計画
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成29年度目標
7,067円	6,931円	5,625円	7,549円

国の基本指針

- 福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする。
平成22年度から平成23年度の実績（約2,000人）を基に、平成24年度を基準として、平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上と設定。
 - 就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加。
就労移行支援事業の利用者の平均の伸び率約14%（平成20年度から平成24年度）を基に、平成29年度末までに平成25年度と比較して6割以上増加させることをめざすものとして設定。
 - 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
就労移行率30%以上である就労移行支援事業所の平均の伸び率約2.6%（平成19年度から平成23年度）を基に、就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所を、平成29年度末までに全体の5割以上とすることをめざすものとして設定。
- ※「就労移行率」は、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

第2章 障害福祉サービス

1 訪問系サービス

(1) サービスの概要

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うもので、次の5つのサービスをいいます。

◆訪問系サービスの内容

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	障害のある人に居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、食事等の介護や調理、掃除等の家事及び相談、助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難がある障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする障害のある人について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害のある人で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態並びに知的障害又は精神障害により行動に著しい困難があるものに、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

(2) サービスの取り組み状況

1月当りの利用者数及び利用時間は、平成23年度101人、1,674時間から平成26年度171人、2,634時間へと大きく増加しています。

居宅介護の提供状況をみると、平成24年度から平成26年度までの利用人数実績値は、増加しており、平成26年度の達成率は、利用人数は下回っていますが、利用時間は、ほぼ計画値どおりとなっています。

重度訪問介護の提供状況をみると、平成26年度に利用者が2名から3名となり、利用時間も計画値の2倍となっています。

行動援護及び同行援護の提供状況をみると、平成24年度から平成26年度までの利用者は増加しており、特に行動援護は、計画値を大きく上回っています。

表2-1 訪問系サービスの利用実績

サービス種別			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)
身体	居宅介護	計画値	39	534	43	589	47	644
		実績値	29	444	29	489	31	567
		達成率	74.4	83.1	67.4	83.0	66.0	88.0
	重度訪問介護	計画値	2	233	2	233	2	233
		実績値	2	233	2	277	3	491
		達成率	100.0	100.0	100.0	118.9	150.0	210.7
	同行援護	計画値	11	437	12	476	13	516
		実績値	14	201	15	243	18	221
		達成率	127.3	46.0	125.0	51.1	138.5	42.8
	行動援護	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	—	—	—	—
		達成率	—	—	—	—	—	—
	重度障害者等包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	—	—	—	—	—	—
知的	居宅介護	計画値	17	117	20	138	24	166
		実績値	11	142	14	240	13	275
		達成率	64.7	121.4	70.0	173.9	54.2	165.7
	重度訪問介護	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	—	—	0	0
		達成率	—	—	—	—	—	—
	同行援護	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	—	—	—	—
		達成率	—	—	—	—	—	—
	行動援護	計画値	1	16	1	16	1	16
		実績値	3	49	4	107	6	177
		達成率	300.0	306.3	400.0	668.8	600.0	1,106.3
	重度障害者等包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	—	—	—	—	—	—

表 2-1 訪問系サービスの利用実績(つづき)

サービス種別		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
		利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	
精神	居宅介護	計画値	53	604	64	730	77	878
		実績値	39	523	52	846	58	928
		達成率	73.6	86.6	81.3	115.9	75.3	105.7
	重度訪問介護	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	—	—	—	—
		達成率	—	—	—	—	—	—
	同行援護	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	—	—	—	—
		達成率	—	—	—	—	—	—
	行動援護	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	—	—	—	—	—	—
重度障害者等包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0	
	実績値	0	0	0	0	0	0	
	達成率	—	—	—	—	—	—	
障害児	居宅介護	計画値	6	170	6	170	6	170
		実績値	2	28	2	19	1	10
		達成率	33.3	16.5	33.3	11.2	16.7	5.9
	重度訪問介護	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	—	—	—	—
		達成率	—	—	—	—	—	—
	同行援護	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	1	6	1	14	1	20
		達成率	—	—	—	—	—	—
	行動援護	計画値	1	11	1	11	1	11
		実績値	3	48	3	66	3	68
		達成率	300.0	436.4	300.0	600.0	300.0	618.2
重度障害者等包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0	
	実績値	0	0	0	0	0	0	
	達成率	—	—	—	—	—	—	
合計	居宅介護	計画値	115	1,425	133	1,627	154	1,858
		実績値	81	1,137	97	1,594	103	1,780
		達成率	70.4	79.8	72.9	98.0	66.9	95.8
	重度訪問介護	計画値	2	233	2	233	2	233
		実績値	2	233	2	277	3	491
		達成率	100.0	100.0	100.0	118.9	150.0	210.7
	同行援護	計画値	11	437	12	476	13	516
		実績値	15	207	16	257	19	241
		達成率	136.9	47.4	133.3	54.0	146.2	46.7
	行動援護	計画値	2	27	2	27	2	27
		実績値	3	97	7	173	9	245
		達成率	150.0	359.3	350.0	640.7	450.0	907.4
重度障害者等包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0	
	実績値	0	0	0	0	0	0	
	達成率	—	—	—	—	—	—	
計	計画値	130	2,122	149	2,363	171	2,634	
	実績値	101	1,674	122	2,301	134	2,757	
	達成率	77.7	78.9	81.9	97.4	78.4	104.7	

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

平成 27 年度以降の見込量については、平成 26 年度までの訪問系サービス利用実績等をもとに勘案して見込みました。

訪問系サービスは、施設入所者や精神障害者の退院者の地域生活移行を促進するためにも必要なサービスであり、量的な拡大とともに、障害特性に配慮した質的な向上に努めます。

表 2-2 訪問系サービスの見込量

サービス種別	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	
身体	居宅介護	32	586	33	604	34	622
	重度訪問介護	3	491	3	491	3	491
	同行援護	20	246	22	271	24	295
	行動援護	—	—	—	—	—	—
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
知的	居宅介護	14	297	15	318	16	339
	重度訪問介護	3	491	3	491	3	491
	同行援護	—	—	—	—	—	—
	行動援護	7	207	8	236	9	266
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
精神	居宅介護	67	1,072	76	1,216	85	1,360
	重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
	同行援護	—	—	—	—	—	—
	行動援護	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
障害児	居宅介護	1	10	1	10	1	10
	重度訪問介護	—	—	—	—	—	—
	同行援護	1	20	1	20	1	20
	行動援護	3	68	3	68	3	68
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
合計	居宅介護	114	1,964	125	2,148	136	2,331
	重度訪問介護	6	982	6	982	6	982
	同行援護	21	266	23	291	25	315
	行動援護	10	275	11	304	12	334
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
計	151	3,487	165	3,725	179	3,962	

(1) サービスの概要

居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人を施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行うサービスです。

(2) サービスの取り組み状況

利用日数で見ると、平成24年度147日から平成26年度138日へと減少しています。特に、身体障害者の利用日数が計画値を大幅に上回っています。

表 2-3 短期入所の利用実績

サービス種別		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	
短期 入所	身体障害者	計画値	6	14	6	14	6	14
		実績値	5	72	5	75	5	76
		達成率	83.3	514.3	83.3	535.7	83.3	542.9
	知的障害者	計画値	13	88	15	104	18	120
		実績値	8	51	8	43	9	43
		達成率	61.5	58.0	53.3	41.3	50.0	35.8
	精神障害者	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	1	3	1	10	0	0
		達成率	—	—	—	—	—	—
	障害児	計画値	7	14	8	16	10	20
		実績値	4	21	4	29	3	19
		達成率	57.1	150.0	50.0	181.3	30.0	95.0
計	計画値	26	116	29	134	34	154	
	実績値	18	147	28	157	17	138	
	達成率	69.2	126.7	96.6	117.2	50.0	89.6	

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

平成 27 年度以降の見込量については、平成 26 年度までのサービス利用実績等をもとに勘案して見込みました。

短期入所は緊急時に欠かせないサービスであり、利用希望者が必要な時に利用できるようサービス事業者と連携を図ります。

表 2-4 短期入所の見込量

サービス種別		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
所 短 期 入	身体障害者	5	76	5	76	5	76
	知的障害者	9	43	9	43	9	43
	精神障害者	1	10	1	10	1	10
	障害児	3	19	3	19	3	19
計		18	148	18	148	18	148

3 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

1 生活介護

(1) サービスの概要

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障害のある人について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のための援助を行うサービスです。

(2) サービスの取り組み状況

利用者数は、平成24年度103人から平成26年度120人、利用日数は、平成24年度1,960日から平成26年度2,212日へと増加しています。

表2-5 生活介護の利用実績

サービス種別		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	
生活 介護	身体障害者	計画値	33	594	37	666	41	738
		実績値	29	486	30	454	32	500
		達成率	87.9	81.8	81.1	68.2	78.0	67.8
	知的障害者	計画値	80	1,520	90	1,710	100	1,900
		実績値	73	1,466	79	1,545	85	1,684
		達成率	91.3	96.4	87.8	90.4	85.0	88.6
	精神障害者	計画値	3	26	4	34	5	43
		実績値	1	8	3	22	3	28
		達成率	33.3	30.8	75.0	64.7	60.0	65.1
	障害児	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	—	—	—	—
		達成率	—	—	—	—	—	—
合計	計画値	116	2,140	131	2,410	146	2,681	
	実績値	103	1,960	112	2,001	120	2,212	
	達成率	88.8	91.6	85.5	83.0	82.2	82.5	

※平成26年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

平成27年度以降の見込量については、平成26年度までのサービス利用実績等をもとに勘案して見込みました。

今後とも利用ニーズが増加することが見込まれるため、大阪府や近隣市と連携しながらサービスの利用が可能となるよう調整します。

表 2-6 生活介護の見込量

サービス種別		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)
生活 介護	身体障害者	33	515	34	530	35	546
	知的障害者	91	1,802	97	1,921	103	2,039
	精神障害者	4	37	5	47	6	56
	障害児	—	—	—	—	—	—
計		128	2,354	136	2,498	144	2,641

2 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

（1）サービスの概要

自立訓練には、機能訓練と生活訓練があり、機能訓練は、身体障害のある人や難病のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション等の必要な支援を行うサービスです。自立訓練（機能訓練）は、標準利用期間が1年6か月（頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間）と定められています。

また、生活訓練は、知的障害のある人や精神障害のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の日常生活に必要な訓練その他の必要な支援を行うサービスです。自立訓練（生活訓練）は、標準利用期間が2年間（長期入院又はこれに類する事由のある場合は3年間）と定められています。

（2）サービスの取り組み状況

利用日数で見ると、平成24年度67日から平成26年度83日へと増加していますが、平成26年度の計画比では、6割程度となっています。

表 2-7 自立訓練の利用実績

サービス種別		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
		利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	
自立訓練	身体障害者	計画値	1	19	1	19	1	19
		実績値	1	13	2	16	2	22
		達成率	100.0	68.4	200.0	84.2	200.0	115.8
	知的障害者	計画値	2	38	3	57	3	57
		実績値	1	26	2	22	1	33
		達成率	200.0	68.4	66.7	38.6	33.3	57.9
	精神障害者	計画値	3	39	4	52	5	65
		実績値	2	28	3	33	3	28
		達成率	66.7	71.8	75.0	63.5	60.0	43.1
	障害児	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	—	—	—	—
		達成率	—	—	—	—	—	—
合計	計画値	6	96	8	128	9	141	
	実績値	4	67	7	71	6	83	
	達成率	66.7	69.8	87.5	55.5	66.7	58.9	

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

平成 27 年度以降の見込量については、平成 26 年度までのサービス利用実績等をもとに勘案して見込みました。

今後とも利用ニーズが増加することが見込まれるため、大阪府や近隣市と連携しながらサービスの利用が可能となるように努めます。

表 2-8 自立訓練の見込量

サービス種別		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)
自立訓練	身体障害者	2	22	2	22	2	22
	知的障害者	1	33	1	33	1	33
	精神障害者	3	28	3	28	3	28
	障害児	—	—	—	—	—	—
計		6	83	6	83	6	83

3 就労移行支援

(1) サービスの概要

就労を希望する障害のある人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動や就職後における職場定着のための相談等の必要な支援を行うサービスです。

就労移行支援事業は、標準利用期間は2年間（資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間）と定められています。

(2) サービスの取り組み状況

利用日数で見ると、平成24年度168日から平成26年度105日へと減少しています。計画比においても、平成24年度74.0%から平成26年度27.9%へと計画値を大幅に下回っています。

表 2-9 就労移行支援の利用実績

サービス種別		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	
就労移行支援	身体障害者	計画値	1	9	1	9	1	9
		実績値	1	15	1	17	2	19
		達成率	100.0	166.7	100.0	188.9	200.0	211.1
	知的障害者	計画値	11	179	14	228	17	277
		実績値	5	94	4	65	3	67
		達成率	45.5	52.5	28.6	28.5	17.6	24.2
	精神障害者	計画値	3	39	5	65	7	91
		実績値	3	59	1	8	1	19
		達成率	100.0	151.3	20.0	12.3	14.3	20.9
	障害児	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	—	—	—	—
		達成率	—	—	—	—	—	—
合計	計画値	15	227	20	302	25	377	
	実績値	9	168	6	90	6	105	
	達成率	60.0	74.0	30.0	29.8	24.0	27.9	

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

平成 27 年度以降の見込量については、平成 26 年度までのサービス利用実績等をもとに勘案して見込みました。

一般就労を希望する人の動向を踏まえつつ、大阪府や近隣市と連携しながらサービスの確保に努めます。また、一般就労への環境を整えるため、地域自立支援協議会、公共職業安定所、大阪障害者職業センター、八尾・柏原障害者就業・生活支援センター、柏原市商工会等と連携して、一般企業への啓発、働きかけに努めます。

表 2-10 就労移行支援の見込量

サービス種別		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)
就 労 移 行 支 援	身体障害者	3	19	3	19	3	19
	知的障害者	4	89	4	89	4	89
	精神障害者	2	38	2	38	2	38
	障害児	—	—	—	—	—	—
計		9	146	9	146	9	146

4 就労継続支援（A型・B型）

（1）サービスの概要

就労継続支援には、A型とB型があり、A型は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

またB型は、障害のある人のうち、年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難な人、就労移行支援によっても通常の事業所に就労できなかった人等に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

（2）サービスの取り組み状況

就労継続支援（A型）の利用日数は、平成24年度118日から平成26年度347日へと大幅に増加し、平成26年度の計画比も2倍以上となっています。

表2-11 就労継続支援（A型）の利用実績

サービス種別		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	
就労継続支援 (A型)	身体障害者	計画値	1	13	1	13	1	13
		実績値	1	20	1	17	2	37
		達成率	100.0	153.8	100.0	130.8	200.0	284.6
	知的障害者	計画値	0	0	2	26	4	52
		実績値	4	74	6	125	8	167
		達成率	—	—	300.0	480.8	200.0	321.2
	精神障害者	計画値	3	39	5	65	7	91
		実績値	2	24	5	64	8	143
		達成率	66.7	61.5	100.0	98.5	114.3	157.1
障害児	計画値	—	—	—	—	—	—	
	実績値	—	—	—	—	—	—	
	達成率	—	—	—	—	—	—	
合計	計画値	4	52	8	104	12	156	
	実績値	7	118	12	206	12	347	
	達成率	175.0	226.9	150.0	201.0	100.0	222.4	

※平成26年度見込量

一方、就労継続支援（B型）は、利用日数では、平成24年度1,345日から平成26年度1,525日へと増加しつつも、計画値を下回っています。

表 2-12 就労継続支援（B型）の利用実績

サービス種別		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
		利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	
就労継続支援 (B型)	身体障害者	計画値	12	185	15	231	18	277
		実績値	10	146	11	161	11	172
		達成率	83.3	78.9	73.3	69.7	61.1	62.1
	知的障害者	計画値	43	714	51	847	59	979
		実績値	46	862	50	903	52	977
		達成率	107.0	120.7	98.0	106.6	54.2	99.8
	精神障害者	計画値	34	569	37	621	40	674
		実績値	33	337	37	373	40	376
		達成率	97.1	59.2	100.0	60.1	100.0	55.8
	障害児	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	—	—	—	—
		達成率	—	—	—	—	—	—
合計	計画値	89	1,468	103	1,699	117	1,930	
	実績値	89	1,345	98	1,437	83	1,525	
	達成率	100.0	91.6	93.2	84.6	70.9	79.0	

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

平成 27 年度以降の利用量については、平成 26 年度までのサービス利用実績等をもとに勘案して見込みました。

今後とも、就労へ向けての訓練の場や日中活動の場として、利用ニーズが増加することが予測されるため、サービス事業者と連携を図り、サービスの量の確保に努めます。

表 2-13 就労継続支援（A型）の見込量

サービス種別		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)
就労A型	身体障害者	2	37	2	37	2	37
	知的障害者	10	209	12	251	14	293
	精神障害者	11	197	14	251	17	304
	障害児	—	—	—	—	—	—
計		23	443	28	538	33	634

表 2-14 就労継続支援（B 型）の見込量

サービス種別		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)
就 労 B 型	身体障害者	11	172	11	172	11	172
	知的障害者	55	1,034	58	1,090	61	1,147
	精神障害者	43	404	46	432	49	461
	障害児	—	—	—	—	—	—
計		109	1,610	115	1,694	121	1,779

5 療養介護

(1) サービスの概要

医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等の支援を行うサービスです。

(2) サービスの取り組み状況

療養介護の利用者数は3人で推移しています。

表 2-15 療養介護の利用実績

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
療養介護	計画値	3	3	3
	実績値	3	3	3
	達成率	100.0	100.0	100.0

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

療養介護については、重症心身障害児施設利用者及びALSや筋ジストロフィーの入院患者の実績から推計されます。本市では、平成 27 年度から毎年度 3 人を見込みます。

表 2-16 療養介護の見込み量

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
療 養 介 護	身体障害者	3	3	3
	知的障害者	—	—	—
	精神障害者	—	—	—
	障害児	—	—	—
計		3	3	3

4 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

1 共同生活援助（グループホーム）

（1）サービスの概要

共同生活を行う住宅に入居している障害のある人に、主に夜間において、その住居で行われる入浴、排せつ又は食事の介護等の必要な支援を行うサービスです。

これまで共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）に分類されていましたが、平成26年4月1日から、共同生活援助に一元化されました。

（2）サービスの取り組み状況

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は、平成24年度43人から平成26年度48人へと増加していますが、平成26年度の計画比は、68.6%と計画値を下回っています。

表 2-17 共同生活援助の利用実績

サービス種別		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	
共同生活援助	身体障害者	計画値	2	3	4
		実績値	3	2	2
		達成率	150.0	66.7	50.0
	知的障害者	計画値	30	36	42
		実績値	30	34	35
		達成率	100.0	94.4	83.3
	精神障害者	計画値	16	20	24
		実績値	10	11	11
		達成率	62.5	55.0	45.8
障害児	計画値	—	—	—	
	実績値	—	—	—	
	達成率	—	—	—	
合計	計画値	48	59	70	
	実績値	43	47	48	
	達成率	89.6	79.7	68.6	

※平成26年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

平成 27 年度以降の見込量については、平成 26 年度までのサービス利用実績等をもとに勘案して見込みました。

グループホームは、障害のある人が地域生活に移行するうえで重要な居住の場であり、施設退所や退院が進むにつれ利用者の増加が予測されます。そのため、今後も利用の増加が見込まれることから、周辺住民の理解の促進や、事業者の参入の促進に努めます。

表 2-18 共同生活援助（グループホーム）の見込み量

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
活 共 援 同 助 生	身体障害者	2	2	2
	知的障害者	37	39	41
	精神障害者	11	11	11
	障害児	—	—	—
計		50	52	54

2 施設入所支援

(1) サービスの概要

施設に入所する障害のある人に、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

(2) サービスの取り組み状況

施設入所支援の利用者数の実績は、ほぼ計画どおりに推移しています。

表 2-19 施設入所支援の利用実績

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
施 設 入 所 支 援	身体障害者	計画値	11	10
		実績値	10	8
		達成率	90.9	80.0
	知的障害者	計画値	33	32
		実績値	32	30
		達成率	97.0	93.8
	精神障害者	計画値	0	0
		実績値	0	1
		達成率	—	—
障害児	計画値	—	—	
	実績値	—	—	
	達成率	—	—	
合計	計画値	44	42	
	実績値	42	39	
	達成率	95.5	92.9	

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

平成 27 年度以降の利用量については、平成 26 年度までのサービス利用実績等をもとに勘案して見込みました。

地域生活への移行により入所者数を削減するため、グループホームの整備や障害のある人が地域で生活することへの理解促進が必要です。

表 2-20 施設入所支援の見込量

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
施設 入所	身体障害者	9	9	9
	知的障害者	29	28	27
	精神障害者	1	1	1
	障害児	—	—	—
計		39	38	37

相談支援とは、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

(1) サービスの概要

障害のある人の相談支援には、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。計画相談支援は障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直し、地域移行支援は入所している障害のある人又は入院している精神に障害のある人の地域生活に移行するための相談等、地域定着支援は居宅等において単身で生活する障害のある人が地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、相談その他必要な支援を行うサービスです。

◆相談支援の内容

支援名	内 容
計画相談支援	支給決定を受けた障害のある人又はその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事業などを勘案し、サービス等利用計画を作成するものです。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害のある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行うものです。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人などに対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行うものです。

(2) サービスの取り組み状況

計画相談支援については、平成 24 年度 62 人から平成 26 年度 135 人へと増加していますが、平成 26 年度の計画比は、3割程度と計画値を大きく下回っています。

第 4 期計画期間においても、着実にサービス等利用計画の作成が行われるよう、引き続きサービス事業者と連携を図り、サービスの量の確保に努めていく必要があります。

なお、平成 26 年度の地域移行支援・地域定着支援の利用実績は、それぞれ 1 名にとどまっています。

表 2-21 相談支援の利用実績

サービス種別			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
			利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
計画相談支援	身体障害者	計画値	12	87	121
		実績値	16	18	20
		達成率	133.3	20.7	16.5
	知的障害者	計画値	19	87	186
		実績値	21	48	63
		達成率	110.5	55.2	33.9
	精神障害者	計画値	14	87	137
		実績値	22	36	41
		達成率	157.1	41.4	29.9
	障害児	計画値	5	6	7
		実績値	3	9	11
		達成率	60.0	150.0	157.1
合計	計画値	50	267	451	
	実績値	62	111	135	
	達成率	124.0	41.6	29.9	
地域移行支援	身体障害者	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	—	—	—
	知的障害者	計画値	4	4	5
		実績値	0	0	0
		達成率	—	—	—
	精神障害者	計画値	4	5	5
		実績値	0	0	1
		達成率	—	—	20.0
	障害児	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
		達成率	—	—	—
合計	計画値	8	9	10	
	実績値	0	0	1	
	達成率	—	—	10.0	
地域定着支援	身体障害者	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	—	—	—
	知的障害者	計画値	4	4	5
		実績値	0	1	1
		達成率	—	—	—
	精神障害者	計画値	4	5	5
		実績値	0	0	0
		達成率	—	—	—
	障害児	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
		達成率	—	—	—
合計	計画値	8	9	10	
	実績値	0	1	1	
	達成率	—	11.1	10.0	

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

①計画相談支援

法改正により大幅に対象者が増えることに伴い、今後、段階的に利用者を拡大し、計画期間内にすべてのサービス利用者への支援が可能となる数を見込むとともに、新規利用者や施設入所者等が優先的に支援を受けることができるよう推計しています。

市として、指定特定相談支援事業所の指定を行うとともに、適切なサービス利用計画等の作成がなされる体制の確保に努めます。相談支援専門員の定着と質的確保を図るため、人材育成の支援に努めます。

表 2-22 計画相談支援の見込量

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
計画 相談	身体障害者	9	9	9
	知的障害者	15	15	14
	精神障害者	10	10	10
	障害児	1	1	1
計		35	35	34

②地域移行支援

施設入所者及び退院可能な精神障害者の地域生活への移行にかかる利用者を見込みます。

府が指定する指定一般相談支援事業者との連携のもとで、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者などが、住居の確保や相談支援を受けながら、地域生活へ移行できるよう体制整備に努めます。相談支援専門員の定着と質的確保を図るため、人材育成の支援に努め、事業の効果的な実施を図るため、関係機関の連携などを推進します。

表 2-23 域移行支援の見込量

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
地域 移行	身体障害者	0	0	0
	知的障害者	0	0	0
	精神障害者	1	1	1
	障害児	—	—	—
計		1	1	1

③地域定着支援

施設等から地域移行された方や単身又は家族からの支援が受けられないため、地域生活が不安定なため利用が見込まれる方の人数を見込みます。

府が指定する指定一般相談支援事業者との連携のもとで、常時の連絡体制や緊急時の対応等ができる体制の確保に努めます。事業の効果的な実施を図るため、地域定着に係る各機関の連携などを推進します。

表 2-24 地域定着支援の見込み

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
地域 定着	身体障害者	0	0	0
	知的障害者	1	1	1
	精神障害者	0	0	0
	障害児	—	—	—
計		1	1	1

第3章 障害児支援サービス

障害児支援事業は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障害児通所支援」と「障害児相談支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

1 障害児通所支援サービス

(1) サービスの概要

障害児を対象とした通所サービスは、児童福祉法に基づく通園施設と障害者自立支援法に基づく児童デイサービスにより実施されてきましたが、平成24年4月1日施行の法改正により、児童福祉法における「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」などに一元化されることになりました。

障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を指します。

◆障害児通所支援サービスの内容

サービス名	内 容
児童発達支援	身体障害のある児童、知的障害のある児童又は精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行うものです。
医療型児童発達支援	肢体に障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行うものです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供するものです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童、又は今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行うものです。

(2) サービスの取り組み状況

児童発達支援の平成26年度の利用児童数は11人で計画値の8割弱、医療型児童発達支援の平成26年度の利用児童数は3人で計画値の75%となっています。

放課後等デイサービスの利用児童数は、平成 24 年度 24 人から平成 26 年度 62 人へと大幅に増加し、平成 26 年度の計画比も 1.8 倍となっています。

表 3-1 障害児通所支援の利用実績

サービス種別		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
		利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	
障害児通所支援	児童発達支援	計画値	11	110	12	120	14	140
		実績値	13	114	11	71	11	103
		達成率	118.2	103.6	91.7	59.2	78.6	73.6
	医療型児童発達支援	計画値	4	40	4	40	4	40
		実績値	2	20	2	20	3	32
		達成率	50.0	50.0	50.0	50.0	75.0	80.0
	放課後等デイサービス	計画値	23	230	29	290	35	350
		実績値	24	85	41	162	62	510
		達成率	104.3	37.0	141.4	55.9	177.1	145.7
	保育所等訪問支援	計画値	12		12		12	
		実績値	0		3		3	
		達成率	—		25.0		25.0	

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

現在の通園施設と児童デイサービスの利用者数を基礎とし、近年の利用者数の伸びを勘案するとともに、障害児のうちの未就学児の割合を踏まえて今後の利用者を見込み、平均的な一人あたりの利用量に乗じて見込量を推計しています。

サービス利用の増加に対応するため、サービス提供事業者へ新規参入、事業拡大などを働きかけ、必要なサービス量を確保します。

表 3-2 障害児通所支援の見込量

サービス種別		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用人日 (人日/月)
通所支援 障害児	児童発達支援	11	103	11	103	11	103
	医療型児童発達支援	4	43	5	54	6	64
	放課後等デイサービス	81	664	100	820	119	976
	保育所等訪問支援	3	—	3	—	3	—

(1) サービスの概要

障害のある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価及び計画の見直し等を行うサービスです。

障害福祉サービス等を利用するすべての障害のある児童について、障害児支援利用計画の作成が必要となり、平成 27 年 3 月末までに利用者全員の計画を作成することが求められています。

(2) サービスの取り組み状況

障害児相談支援の利用児童数は、平成 24 年度 2 人から平成 26 年度 4 人へと増加し、平成 26 年度の計画比も 2 倍となっています。

表 3-4 障害児相談支援の利用実績

サービス種別			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
			利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
障害児 相談 支援	障害児相談支援	計画値	1	2	2
		実績値	2	4	4
		達成率	200.0	200.0	200.0
	計画相談支援	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		達成率	100.0	100.0	100.0

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

障害児通所支援のサービス支給決定者数の推計及び国の基本方針を勘案して見込みました。利用者のニーズにあった障害児支援利用計画が作成されるよう、相談支援の質を確保するため、相談員に対する研修への参加等を促進するとともに、相談支援事業の安定した事業運営を図ります。

表 3-5 障害児相談支援の見込量

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
相談 支援 障害児	障害児相談支援	5	7	8
	計画相談支援	1	1	1

第4章 地域生活支援事業

1 必須事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

◆必須事業の内容

事業名	内 容
①理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化するものです。
②自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援するものです。
③相談支援事業	障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援するものです。
④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある方又は精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行うものです。
⑤意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行うものです。
⑥手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするものです。
⑦日常生活用具給付等事業	障害のある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行うものです。
⑧移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行うものです。
⑨地域活動支援センター事業	障害のある方に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うものです。

1 理解促進研修・啓発事業

(1) サービスの概要

理解促進研修・啓発事業は、障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業で、平成25年4月の障害者総合支援法改正により、新たに市町村の「必須事業」とされた事業です。

(2) サービスの取り組み状況

市民に対する理解や認識を深めるとともに、人権尊重の意識を醸成するため、柏原市障害者虐待防止センターでの活動をはじめ、広報紙や講演会の開催等を通じて実施してきました。

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

従来の啓発活動に加え、当事者やボランティア、地域組織等の幅広い参加・協力を得ながら、市民の障害者理解促進につながる、わかりやすい啓発広報活動の推進に努めます。

また、福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域における福祉教育を充実し、ノーマライゼーション理念の定着を促進します。

表 4-1 理解促進研修・啓発事業実施の有無

サービス種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

2 自発的活動支援事業

(1) サービスの概要

自発的活動支援事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、その他地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的に、平成25年4月の障害者総合支援法改正により、新たに市町村の「必須事業」とされた事業です。

(2) サービスの取り組み状況

柏原市障害者生活支援センターにおけるサロン活動など、障害者やその家族との交流を通じた自立促進を図っています。

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を

支援する「ピアサポート」活動や災害対策活動、見守り活動、障害者等に対するボランティアの養成や活動支援などの自発的活動に対する効果的な事業の実施を検討していきます。

表 4-2 自発的活動支援事業実施の有無

サービス種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	有	有	有

3 相談支援事業

(1) サービスの概要

相談支援事業は、相談、情報提供、虐待防止、権利擁護のために必要な援助などを行う事業であり、障害者相談支援事業、地域自立支援協議会、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業があります。

(2) サービスの取り組み状況

現在、障害者相談支援事業は「ピアセンターかしわら」（身体中心）、「さんねっと」（知的中心）、「地域生活支援センターかしわら」（精神中心）の3か所の相談支援事業所があり、自立支援協議会などを通じて連携を深めています。

表 4-3 相談支援事業の利用実績

(箇所、実施の有無)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	計画値	3	3	3
	実績値	3	3	3
	達成率	100.0	100.0	100.0
基幹相談支援センター	計画値	無	無	有
	実績値	無	無	無
	達成率	—	—	—
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無
	達成率			
住宅入居等支援事業	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無
	達成率	—	—	—

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

障害者相談支援事業については、現在稼働している3か所の相談事業所の連携を深め、すべての障害特性に対応できるよう充実を図ります。

基幹相談支援センターにおいては、平成28年度の設置を目標に体制整備に努めます。

表 4-4 相談支援事業の見込量

(箇所、実施の有無)

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	4	4	4
基幹相談支援センター	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	無
住宅入居等支援事業	無	無	無

4 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

(1) サービスの概要

成年後見制度利用支援事業は、障害のある人の権利を擁護し、障害福祉サービスの利用を適切に行えるよう、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、又は精神障害のある人に対し実施します。

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制づくりを進めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

(2) サービスの取り組み状況

成年後見制度利用支援事業の利用は、各年度とも4件で、計画値の4倍となっています。

表 4-5 成年後見制度利用支援事業の利用実績

(件)

サービス種別		平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	計画値	1	1	1
	実績値	4	4	4
	達成率	400.0	400.0	400.0

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

成年後見制度は、認知症高齢者施策とあわせて、今後重要なものとなってくることから、周知を図っていきます。

表 4-6 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業の見込

(実施の有無)

サービス種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無

5 意思疎通支援事業

(1) サービスの概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害がある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

(2) サービスの取り組み状況

手話通訳者設置事業の設置人数は、平成 26 年度から 2 人体制で、平成 26 年度の手話通訳者派遣事業の利用人数は、31 人となっています。

本市では手話講座（2 講座）の開催等により手話通訳者の人材発掘、育成を図っており、要約筆記については、平成 19 年度より社会福祉協議会に委託し養成講座を開催し、平成 23 年度からは、パソコン要約筆記講座を開催し、派遣体制の充実に努めています。

表 4-7 意思疎通支援事業の利用実績

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者設置事業 (人数)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	2
	達成率	100.0	100.0	200.0
手話通訳者派遣事業 (実利用人数)	計画値	30	30	30
	実績値	30	31	31
	達成率	100.0	103.3	103.3
要約筆記者派遣事業 (実利用人数)	計画値	23	24	25
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0	0.0	0.0

※平成 26 年度見込量

※団体への派遣を除く

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

意思疎通支援事業の見込み量は、対象となる障害のある人の推計を勘案し、聴覚障害のある人のうち、おおむね 10%から 15%が手話を必要としていると見込み、平成 26 年度までの手話通訳及び要約筆記派遣の実績を勘案して算出しています。

今後も必要な手話通訳者、要約筆記者を継続して確保し、サービス提供体制の整備に努めています。

表 4-8 意思疎通支援事業の見込量

サービス種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者設置事業(人数)	2	2	2
手話通訳者派遣事業(実利用人数)	31	31	31
要約筆記者派遣事業(実利用人数)	0	0	0

※団体への派遣を除く

6 手話奉仕員養成研修事業

(1) サービスの概要

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施しています。

(2) サービスの取り組み状況

手話奉仕員の養成については、平成 24 年度の 26 人から平成 26 年度には 44 人に増加しています。

表 4-9 手話奉仕員養成研修事業の実績

(人)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話奉仕員養成研修事業 (人数)	計画値	40	40	40
	実績値	26	28	44
	達成率	65%	70%	110%

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

手話奉仕員の養成については、平成 27 年度から 29 年度まで各年度 40 人を見込んでいます。

表 4-10 手話奉仕員養成研修事業の見込量

サービス種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業 (人数)	40	40	40

7 日常生活用具給付等事業

(1) サービスの概要

障害のある人について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするサービスです。

◆日常生活用具給付等事業の内容

区 分	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障害者(児)の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子など
自立生活支援用具	障害者(児)の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計などの、障害者(児)の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障害者(児)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障害者(児)の排せつ管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害者(児)の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(2) サービスの取り組み状況

平成 26 年度の利用件数をみると、介護訓練支援用具が 9 件、自立生活支援用具が 26 件、在宅療養等支援用具が 7 件、情報・意思疎通支援用具が 12 件、排泄管理支援用具が 1,335 件、住宅改修費が 1 件となっています。このうち、自立生活支援用具の利用が増加しており、平成 26 年度の計画比は 1.6 倍と上回っています。

表 4-11 日常生活用具給付等事業の利用実績

(給付件数)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	計画値	7	8	9
	実績値	3	6	9
	達成率	42.9	75.0	100.0
自立生活支援用具	計画値	16	16	16
	実績値	8	17	26
	達成率	50.0	106.3	162.5
在宅療養等支援用具	計画値	2	2	2
	実績値	7	7	7
	達成率	350.0	350.0	350.0
情報・意思疎通支援用具	計画値	13	13	13
	実績値	16	8	12
	達成率	123.1	61.5	92.3
排泄管理支援用具	計画値	1,507	1,638	1,767
	実績値	1,361	1,309	1,335
	達成率	90.3	79.9	75.6
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画値	1	1	1
	実績値	1	0	1
	達成率	100.0	100.0	100.0

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

日常生活用具給付等事業の見込み量については、平成 26 年度までの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

障害のある人が安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具が必要な人に提供されるよう、サービスの周知・啓発に努めていきます。

表 4-12 日常生活用具給付等事業の見込量

(給付件数)

サービス種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護訓練支援用具	12	12	12
自立生活支援用具	35	35	35
在宅療養等支援用具	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	12	12	12
排泄管理支援用具	1,335	1,335	1,335
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1

8 移動支援事業

(1) サービスの概要

屋外での移動が困難な障害のある人及び児童について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とするサービスです。

(2) サービスの取り組み状況

平成 24 年度に対して平成 26 年度には、年間利用人数で 30 人、年間延べ利用時間で 5,976 時間の増加となっています。知的障害者、精神障害者の利用が増加しており、利用増加に応じた提供体制の確保が必要です。

表 4-13 移動支援事業の利用実績

(年間利用人数 (年間延べ利用時間))

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者	計画値	30 (4,320)	32 (4,608)	34 (4,896)
	実績値	33 (3,371)	34 (4,063)	35 (4,755)
	達成率	110.0 (78.0)	106.3 (88.2)	102.9 (97.1)
知的障害者	計画値	30 (3,600)	35 (5,040)	40 (6,720)
	実績値	45 (4,896)	50 (7,149)	55 (9,402)
	達成率	150.0 (136.0)	142.9 (142.9)	137.5 (139.9)
精神障害者	計画値	10 (1,200)	13 (1,872)	16 (2,304)
	実績値	11 (739)	19 (894)	27 (1,049)
	達成率	110.0 (61.6)	146.2 (47.8)	168.8 (45.5)
障害児	計画値	20 (2,880)	25 (3,600)	30 (4,320)
	実績値	22 (1,277)	23 (1,165)	24 (1,053)
	達成率	110.0 (44.3)	92.0 (32.4)	80.0 (24.4)
計	計画値	90 (12,000)	105 (15,120)	120 (18,240)
	実績値	111 (10,283)	126 (13,271)	141 (16,259)
	達成率	123.3 (85.7)	120.0 (87.8)	117.5 (89.1)

※平成 26 年度見込量

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

本サービスは利用意向が高くなっており、今後のサービス利用量も増加することが予測されることから、利用実績等を踏まえて勘案して見込みました。

移動支援事業の実施にあたっては、低所得者への配慮をはじめ、利用者の負担感や利用実態を踏まえ、府内市町村と歩調を合わせて、低所得者への軽減措置を含めた利用負担額の上限設定などに努めていきます。

表 4-14 移動支援事業の見込量

(年間利用人数 (年間延べ利用時間))

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援	身体障害者	36 (4,860)	37 (4,995)	38 (5,130)
	知的障害者	60 (10,200)	65 (11,050)	70 (11,900)
	精神障害者	35 (1,330)	43 (1,634)	51 (1,938)
	障害児	25 (1,075)	26 (1,118)	27 (1,161)
計		156 (17,465)	171 (18,797)	186 (20,129)

9 地域活動支援センター事業

(1) サービスの概要

障害のある人等が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産活動及び相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。

(2) サービスの取り組み状況

本市では、平成 18 年度から「地域生活支援センターかしわら」が地域活動支援センター事業を実施しています。

表 4-15 地域活動支援センター事業の利用実績

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター	箇所数	1	1	1
	利用者数	25	25	25

(3) 見込量算出の考え方と確保の方策

平成 26 年度の利用状況を参考に算定しています。他の日中活動系サービスの整備と調和を図りつつ、各事業所と連携し、障害のある人等の日常生活や社会参加等の支援充実に努めます。

表 4-16 地域活動支援センター事業の見込量

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	箇所数	1	1	1
	利用者数	22	22	22

2 任意事業

障害者等の能力及び適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、本市独自で地域生活支援の任意事業として、以下の事業を実施していきます。

(1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図る事業です。本市においては、訪問入浴を行う事業所に委託して実施しています。

(2) 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息がとれる支援をする事業です。平成 18 年度より日中一時支援事業を実施しており、平成 19 年度からは障害児タイムケアも行っています。

(3) 生活支援事業

地域において就労が困難な在宅にいる障害のある人に対し、通所施設において、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス及び支援を行います。

(4) 点字・声の広報等発行事業

視覚障害のある人にとってわかりやすい点訳、音訳などによって、市の広報誌など障害のある人が地域生活するうえで必要性の高い情報の入手を支援しています。

(5) 自動車運転免許取得・改造助成事業（社会参加促進事業）

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

第5章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進

(1) 制度の周知及び相談支援体制等の充実

近年、障害者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが必要です。

そのため、広報やウェブページなどを活用し、制度の周知を行うとともに、府や柏原市障害者自立支援協議会との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実を図り、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

(2) 総合的なケアマネジメント体制の推進

サービス利用者の「選択・自己決定」はさらに重要になってくることから、「選択」の基本となる情報提供、「自己決定」をサポートする体制の整備に努める必要があります。

このため、地域でサービスを必要としている障害者に対して、サービス支給決定前にケアマネジメントを実施し、支給決定の参考とすることや障害のある方等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスを総合的かつ適切な利用の支援等を行うため、障害のある人や家族からの相談に応じて、個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定ができるよう、ケアマネジメント体制の充実を図っていきます。

(3) 障害福祉サービス等の充実

「自己決定」と「自己選択」による地域移行等を実現するためには、利用者のニーズを的確に把握するための相談支援体制の整備、訪問系サービスの充実、利用者のニーズに応じた日中系サービスの確保、就労支援体制の整備、地域生活を可能とする社会資源及びサービスの充実を図る必要があります。

今後も、障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）及び地域生活支援事業の充実を図ります。

また、サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められることから、施設や事業者がサービス提供等に関してさまざまなネットワークを構築できるよう、情報の共有などを行っていきます。

2 進行管理と点検・評価

(1) 国及び府、関係機関等との連携

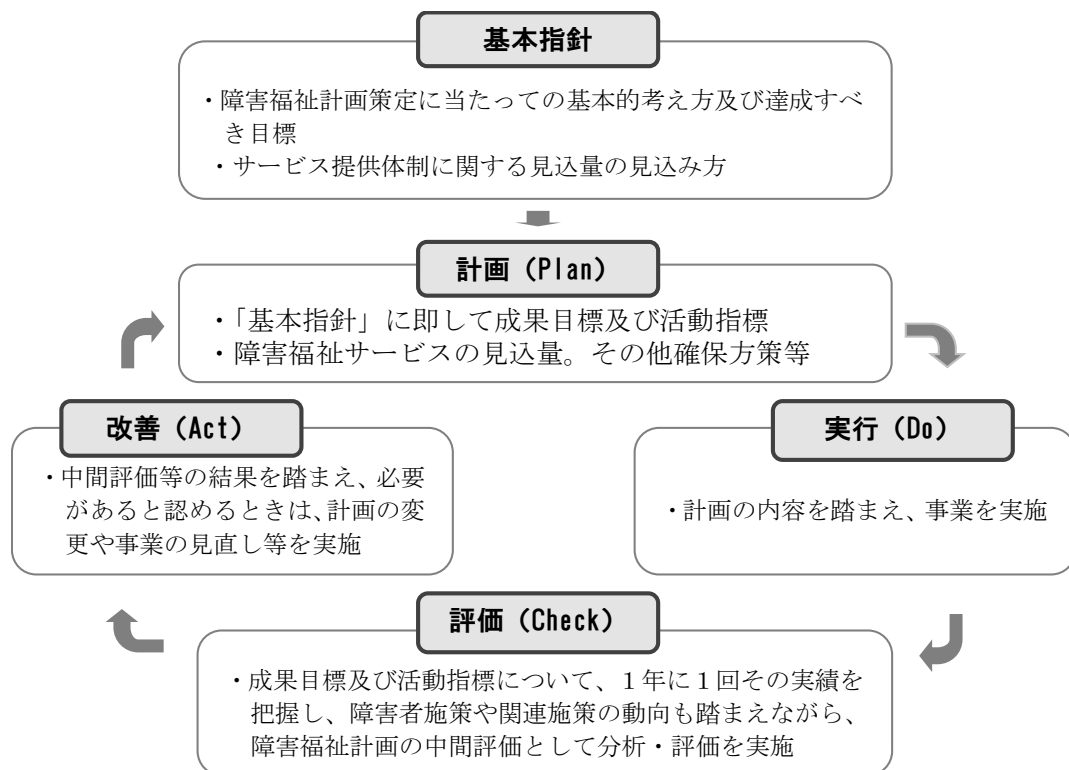
計画の円滑な推進にあたっては、国及び府の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、近隣市町との連携をめざします。

また、保健・医療、福祉、教育、労働、建設など広範な分野にわたる総合的な施策の展開については、庁内関係課及び社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、民生・児童委員、ボランティア、障害者団体、サービス提供事業者、企業等との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

(2) 計画の点検・評価体制の構築

柏原市は、本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、柏原市障害者自立支援協議会等との連携を行い、「計画（Plan）-実施・実行（Do）-点検・評価（Check）-処置・改善（Action）」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づき、計画の成果目標については年1回、活動目標については年2回の評価・点検を行い、必要な場合は計画の見直しを行い、情報公開をしていきます。

図 5-1 「PDCAサイクル」の導入



資料編

柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定に基づき、柏原市における障害者のための施策に関する障害者計画及び障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく障害福祉計画を策定するため、柏原市障害者計画及び第4期柏原市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に定める事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画に関する調査研究
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画の立案
- (3) 前2号に掲げるもののほか障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害福祉関係団体の代表者
- (3) 医療、保健、雇用、教育等の関係者で市長が必要と認める者
- (4) 障害福祉サービス利用者の代表者
- (5) 公募委員
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2. この要綱は、平成27年3月31日限りその効力を失う。

(要綱施行後の最初の委員会における委員招集及び議長)

3. この要綱施行後、最初で開催される委員会の招集及び委員長が選出されるまでの議長は、健康福祉部長が行う。

柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定委員会 委員名簿

氏名	職名等
◎小口 将典	関西福祉科学大学 社会福祉学科 講師
○日谷 竹彦	柏原市社会福祉協議会事務局長
鳴海 好彦	八尾保健所 地域保健課長
山田 修子	大阪知的障害者育成会柏原市部
田中 律子	社会福祉施設代表（精神）たんぽぽ
直原 毅佳	社会福祉施設代表（知的）高井田苑
植村 弘子	河内柏原公共職業安定所総括職業指導官
堀 智晴	柏原市療育指導員
栄 広司	地域生活支援センターかしわら施設長
酒本 順次	柏原市身体障害者福祉会会長
北橋 俊江	市民公募
石村 幸雄	市民公募
植田 眞功	柏原市健康福祉部長

◎は委員長、○は副委員長

柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定の経過

開催日等	会議等	内 容
平成26年9月1日	第1回柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員長、副委員長の選出 2. 計画概要・スケジュール(案)について 3. アンケート(案)及びヒアリング(案)について
平成26年9月30日～10月14日	アンケート調査の実施	<p>障害のある人の現状や障害福祉サービスの利用意向等を把握し、サービス見込量の算定やその確保の方策を検討するため、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児へのアンケート調査を実施しました。</p> <p>【対象】</p> <p>身体障害者：配布550件、回収292件 知的障害者：配布298件、回収132件 精神障害者：配布349件、回収128件 障害児：配布99件、回収34件</p>
平成26年11月27日～12月10日	ヒアリング調査の実施	<p>柏原市内に住所のある障害者4団体及び障害福祉サービス事業所10事業所を対象に、面談調査を実施しました。</p> <p>【対象】()内は実施数</p> <p>相談支援事業所：3事業者(3事業者) 障害福祉サービス事業所：7事業者(7事業者) 障害者(児)団体：4団体(3団体)</p>
平成26年12月22日	第2回柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. アンケート調査、ヒアリング調査報告 2. 目標・見込量について 3. 計画素案について
平成27年1月26日	第3回柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. ヒアリング調査報告 2. 計画素案について 3. パブリックコメントについて
平成27年2月16日～28日	パブリックコメントの実施	<p>平成27年2月16日～28日において、柏原市のウェブページに計画の素案を掲載し、また障害福祉課窓口等で閲覧できるようにして意見を募集するパブリックコメントを実施し、幅広く市民からの意見を反映しました。</p>
平成27年3月13日	第4回柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. パブリックコメントの結果について 2. 計画(案)について

用語解説

【あ】

■ALS（筋萎縮性側索硬化症）

筋肉のピクツキやつっぱりなどから始まって、手足が動かなくなり、嚥下（えんげ）麻痺、発声不能、呼吸不能といった筋力低下が全身に及び原因不明の病気です。英語名の「amyotrophic lateral sclerosis」の頭文字から「ALS」と略称されています。厚労省の特定疾患（難病）に指定され、日本全国で4000～5000人の患者がいると推定されています。

■インクルーシブ

包含する、含まれるという意味。

【か】

■筋ジストロフィー

筋肉の細胞が壊れて萎縮し、筋肉のはたらきが失われ、筋力が進行性に低下する遺伝子の異常による病気の総称で、様々な種類があります。

【さ】

■支援教育コーディネーター

LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な支援を行う役割を担う人のことです。校内や関係機関との間の連絡・調整、あるいは保護者や校内の関係者、関係機関との連携協力の強化などを図ります。

■障害児タイムケア事業

障害のある児童を持つ親の就労支援と日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的として、障害のある小中高生等を放課後や長期休暇中（日中）に預かり、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

■職場適応援助者（ジョブコーチ）

就労を希望する障害のある人に対して、一緒に職場に行き、ともに作業をしたり休憩時間を過ごし、障害のある人が働きやすいように援助する人です。また、事業主や職場の従業員に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて、職務や職場環境の改善を提案し、障害のある人の職場定着を図ります。

■ジョブライフサポーター登録派遣事業

2009年度より始まった大阪府の委託事業で、大阪府内の福祉施設を利用する障害のある人に対し企業等就労移行するための支援事業です。個々の支援計画を作り、ジョブライフサポーターと一緒に職場に入り障害のある人をサポートするなど、よりスムーズな就職や職場定着を図っています。なお、支援を受けるためには事前登録と派遣要請が必要です。

■成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにす

るなど、これらの人を不利益から守る制度です。

【た】

■地域リハビリテーション

障害のある人々や高齢者及びその家族が、住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわる人々や組織が、リハビリテーションの立場から協力しあって行う活動のすべてを言います。

【な】

■ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障害者福祉の最も重要な理念です。障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

【は】

■パブリックコメント

行政の政策立案過程であらかじめ市民の意見を募る制度（意見公募手続）です。市民の意見を意思決定に反映させることを目的に 2005 年 6 月の行政手続法の改正により新設されました。行政機関が条例や規則を策定又は変更する場合、ホームページなどで素案を公表し、市民から意見を募ります。市民は電子メールや郵便などで意見を提出します。

■バリアフリー

平成 14 年 12 月に策定された国の障害者基本計画では、「障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。」と定義しています。

【や】

■ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

【ら】

■ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、成年期、老年期など、人生の様々な過程における各段階のこと。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

■リハビリテーション

平成 14 年 12 月に策定された国の障害者基本計画では、「障害者の身体的、精神的、社会的な自律能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自律と参加を目指すとの考え方。」と定義しています。

■療育

児童福祉法に規定される概念で、「療」は医療・治療を、「育」は保育あるいは養育を意味しています。もともとは、身体に障害のある児童について早期発見と早期治療及び指導・相談を行うことにより、障害を克服し、児童が持つ発達能力を有効に育て、自律生活に向かって育成する意味合いで使われてきました。最近では、この概念が広がり、身体障害だけではなく知的障害をも含めて、児童から成人に至るまでのライフステージにおいて、自己実現をめざす総合的な支援活動としてとらえられており、本人の発達支援と周囲の環境改善の両面にわたり、医療、教育、福祉などの資源を動員し総合的に対応していくことが求められています。

柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画

発行：平成27（2015）年3月

柏原市 健康福祉部 障害福祉課

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1-55

TEL：072-972-1501（代） FAX：072-972-2200

URL：<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/>